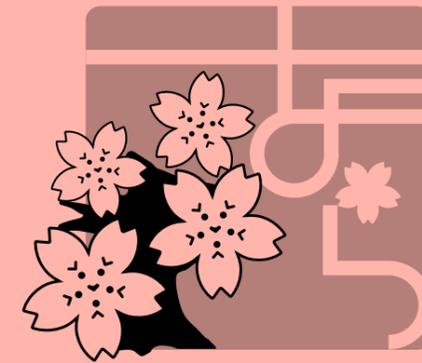


奈良県理学療法士協会 会誌 No.23 2017

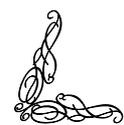
公益社団法人 奈良県理学療法士協会

奈良県 理学療法士協会 会誌



No.23, 2017

公益社団法人 奈良県理学療法士協会



CONTENTS



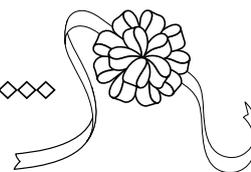
※巻頭言	増田 崇 副会長	1
※理学療法士になって		3
※各部・委員会の活動紹介		7
※協会員の活動紹介		35
※院所・施設紹介		39
※平成 28 年度受賞者紹介		41
※（公社）奈良県理学療法士協会 定款		43
※（公社）奈良県理学療法士協会 規定および申し合わせ事項		55
※（公社）奈良県理学療法士協会 組織図		81
※（公社）奈良県理学療法士協会 施設一覧名簿		83
※（公社）奈良県理学療法士協会 役員・部員・委員名簿		97
※編集後記		

卷 頭 言





巻頭言



2016年度、振り返ると様々なことがありました。特に印象的なのは年度初めの4月早々に起きた熊本地震。東日本大震災に引き続き大規模な地震が起きています。今後も大規模な災害が起こることが予想され、本会も日本理学療法士協会とともに災害対策委員会を設置し本格的に活動を開始しています。

また、参議院議員選挙では18歳の選挙権が施行されました。そして、自民党が圧勝する中、理学療法士の国会議員が新たに1名誕生しました。

リオ五輪では史上最多のメダルを獲得し、次の東京五輪でも日本選手の活躍が期待されています。この東京五輪に対してもオリンピック・パラリンピック双方に理学療法士が貢献できるよう、中央では検討が重ねられています。

ここ数年、世の中が大きくそして速いスピードで変化しているように感じています。本会も、日本理学療法士協会もそのスピードについていけるよう、様々な対策を立てています。

地域包括ケアや介護予防に関するリーダー育成事業、生涯学習システムの再構築、分化学会の開催、国際化へ向けた海外での事業展開、そしてそれらの政策を国・都道府県の施策に反映させるための政治的活動など、ほんの数年前と比べても驚くほどやるべきことが増えています。

さらに、厚生労働省では「理学療法士の質が低下している」との声が、この数年大きくなってきているそうです。教育研修システムの見直しを進めるとともに、新たに指定管理者研修を始めたのはそのためです。質の低下が言われる一端は「管理者または先輩理学療法士が後進の育成をマネジメントできていないから」との指摘を受けています。管理・教育・指導能力の向上そして管理者同士の連携のもとに業務、後進育成のマネジメント能力を高め、理学療法士全体の質を向上させる必要があります。現場である程度リーダー的な立場にある方は今一度、自身の研鑽とともに管理能力の向上が全体の質の向上につながることを理解していただき、研修に参加していただければと思います。

本会では増え続ける役割に対応するため2016年度から事務職員2名を非正規ではありますが、雇用させていただきました。中川さんと山元さんです。行政や外部団体の要請による事業が増え、各部・委員会の仕事や責任が重くなる一方ではありますが、2名の事務員さんのおかげで、実務的な負担はずいぶん減少してきている印象があり

ます。

1年間でさっと振り返ってみてもこのように次々と思い出されることがあります。この会誌は本会の活動記録の側面を持っています。経年的に会誌を振り返ることで、これらの慌ただしい世間の動きに対して、本会がどのように活動したのかを感じてもらえればと思います。また、そのような会誌になることを期待して巻頭言とさせていただきます。

副会長・事務局長 増田 崇

理学療法士になって



理学療法士になって

社会医療法人 健生会

土庫病院 リハビリテーション科

理学療法士 大和康平

・理学療法士を目指した理由

私が小学3年生の頃、両親が離婚し、母・祖母・弟・妹での5人の暮らしが始まりました。母は夜勤もあり、ほとんど家にはおらず掃除・洗濯・料理等、家事は祖母が行ってくれていました。その頃から膝関節に痛みを訴えていましたが、診察に行くこともなく湿布のみで過ごしていました。私が高校生になった頃、祖母の膝関節痛は強くなり病院へ受信するようになりました。しかし改善はみられませんでした。その時何か改善できる方法、治療などないかと調べました。ここで理学療法による治療を知りました。調べていくうちに興味が深まり、母に相談すると勤務先に理学療法士の方がおられるとのことで、見学をさせていただく機会もありました。そこでセラピストと患者の様子を見学し、人と人との関わり合う仕事にやりがいを感じました。そこで私は理学療法士になって、お世話になった祖母への孝行、困っている人を支援したいという思いを持つことになりました。

・今頑張っている事

入職してから現在まで、基礎となる理学療法プロセスやフィジカルアセスメントについて学び患者と向き合ってきました。臨床場面では、廃用症候群を呈する患者に対する治療が中心で積極的に運動を促しますが、運動習慣がなく拒否される場面があります。人それぞれ性格が違うため、運動に関心がない患者にどのような対応で促していくと良いのか難しさを感じています。その中でも糖尿病患者に対する運動習慣の定着は難しいですが、うまく目標が達成できたときにはやりがいを強く感じる瞬間でもあります。

・理学療法士になって今思う事

病院勤務であるため、疾患を呈されてからの関わりがほとんどです。その中で、発症前からの身体機能や生活習慣に対する関りが重要であると感じます。発症後の予後に元々の身体活動量・身体機能は相関があることが証明されている現在、理学療法士の予防的な関りは今後重要になってくると考えます。

理学療法士になって

社会医療法人 健生会

大福診療所 シュエット

理学療法士 眞田雄仁

・理学療法士を目指した理由

私が理学療法士を目指した理由は大きく2つあります。1つ目は国家資格であること、2つ目は予防事業に貢献できることです。1つ目については以前、私は飲食業や接待業で働いていました。仕事に波があり収入も不安定で、将来像が見えていない生活が続いていました。そこで転職を考えた時に「国家資格である仕事」を探し、理学療法士の仕事内容に可能性を感じ目指すことにしました。2つ目の予防事業に貢献できることについて、医療や介護にかかる高齢者人口が増加している傾向にあり、医療費や介護費の増加や財源の圧迫が現状の問題として考えられ、予防事業の重要性を日に日に感じるようになっていました。理学療法士になり予防事業に従事することで「予防」に貢献することができると考え、理学療法士を目指すこととなりました。

・今頑張っている事

理学療法士1年目は病院リハビリテーション科で、2年目は現在のサテライトのデイケアで勤務しています。医療保険、介護保険について理解できていない部分も多く、介護保険についての勉強や在宅でのリスク管理・目標設定について日々学んでいます。理学療法士になってから意欲を維持・向上することの難しさを感じています。ただ、私自身に置き換えると意欲がないのに運動は出来ない、リハビリは出来ないと考えることが普通であると考えています。まずは目標設定の的確さや目標設定までのリスクの抽出ができるようになりたいと考えています。

・理学療法士になって今思う事

現在、理学療法士として日々を過ごす中で目指していた「予防事業に貢献する」ということは出来ていません。当然のように知識や経験不足があり、まだまだ日々の勉強や経験を積み重ねている段階です。しかし、理学療法士としての将来像は理学療法領域に関わらず「人の人生に関わる」ことが出来る職種であると感じています。そのために必要な知識は理学療法に関わらず他職種の知識や他業界の知識・人脈が必要であると考えています。

以前の職から理学療法士に転職し、その過程で描いた「予防事業に貢献する」ことを達成するためにがんばります。

理学療法士になって

南和広域医療企業団

南奈良総合医療センター リハビリテーション部

理学療法士 福重麻由美

・理学療法士を目指した理由

私が中学2年生の時、母親が腰椎椎間板ヘルニアで疼痛が強く仕事もできない状態になり入院しました。その時父親は単身赴任で家には居らず、姉と協力して家事を行い2人の妹の世話をしながら学校に通っていました。妹達は母親がいなくて寂しがり、泣いてばかりで辛い日々が続き、姉と私も母親に早く退院してもらうために何か少しでも出来ることはないかと考え続けていました。その頃母親はリハビリテーションを受けており、私はそこで初めて理学療法士という職業を知りました。その後、理学療法士について色々調べていくうちに、「患者様に希望を与える事ができ、やりがいのある職業である事を確信し、資格取得を決心しました。それからは指定校推薦で大学へ入学できる高校を探し入学しました。高校では指定校推薦で入学するために勉強・部活動に熱心に取り組んだ結果、スポーツ推薦で専門学校へ入学できました。専門学校時代から実習や勉強を積み重ねていく度に、患者様に信頼され、最善な支援ができる理学療法士を目指そうと思いました。

・今頑張っている事

1年目は急性期病棟と回復期病棟を経験し、それぞれ違ったやりがいを感じる事ができました。特に回復期病棟では介護保険や退院支援について知識不足であり、積極的に先輩方にアドバイスを求めたり、他職種との情報共有を行い、家屋訪問や勉強会への参加などに意欲的に取り組みました。

私は理学療法士として興味を持って何かに取り組みたいという意思是まだはっきりとは持てていません。1年目で得た知識を十分に発揮できるよう努力し、日々疑問に思うことに対し教科書や文献などを参考に勉強してそれらを実践する毎日です。焦らずに私のやりたい分野を見つけ、興味を広げていこうと思います。

・理学療法士になって今思う事

2年目の今、患者様から信頼され、最善な支援ができているのかはまだ自信がありません。でも「ありがとう」や「先生でよかった」などの言葉を頂くと理学療法士になってよかったなと感じる事は多くあります。仕事を通じて多くの患者様と出会う

中で治療が思うようにならず苦い思いをし、生命と向き合う職業でもあるため何度か悲しい経験もしました。また、患者様のご家族との触れ合いや様々な職種との交流を通じて視野が広がり、視界が開けて人として理学療法士として少しずつではありますが、日々成長している事を実感します。もちろんまだまだ学ぶべき事は多くありますがご家族のケアを忘れる事なく、患者様個々の生活背景も含めて深く理解できる理学療法士になれるようこれからも頑張ります。

協会各部・委員会の活動紹介



協会各部・委員会の活動紹介

総務部

総務部の業務としては、定款等の運営、公文書の発送・受領、刊行物受領、理事会運営などの、法人活動における事務作業を行っています。中でも、毎年5月に開かれる定期総会は法人活動において重要なものです。資料作成、会場設定、書記などの業務を他部との協力のうえ行っています。若い会員の方には、難しい印象があるかもしれませんが、一度総会に足を運んでみませんか。同時に、奈良県理学療法士協会ホームページに掲載されている定例理事会議事録にも目を通していただくと、本会がどのように運営されているかがご理解いただけるとと思います。事務作業を通して、円滑な協会運営に少しでも貢献できるよう活動しています。皆様のご協力をよろしくお願い致します。

【第23回定期総会開催風景】



会員管理部

部の名称ごとく県協会の情報管理に関する事業を中心に以下の事業を行っております。

- ① 会員管理事業（入会・異動・休会・退会・復会）
- ② 会員名簿作成事業
- ③ 挨拶状送付事業
- ④ 郵送事業
- ⑤ 慶弔に関する事業
- ⑥ その他

各種申請（入会・異動・休会・退会・復会）は日本理学療法士協会ホームページ内の【マイページ】よりログインし、ご申請頂きますようよろしくお願い致します。
マイページアドレス <https://mypage.japanpt.or.jp/jpta/my/myLoginKaiin.html>

財務部

財務部では以下の業務を5名の部員と事務員さん、顧問税理士さんの協力のもとで行っております。

活動拠点は橿原市子ども総合支援センター（橿原市白檀町）です。

- ① 財産・会計業務
- ② 予算・決算業務
- ③ 会費徴収業務
- ④ 資産管理業務

平成25年度から公益社団法人に移行し、顧問税理士さんに適宜指導をいただきながら進めています。

会員の増加と公益社団法人移行に伴い、業務も煩雑となってまいりました。会費徴収業務が円滑に進むように協会指定のクレジットカード（楽天）での会費納入を宜しくお願い致します。

福利厚生部

福利厚生部部长 細川彰子

日頃は厚生部事業へのご協力ありがとうございます。

福利厚生部の活動としては、①新入会員歓迎会、②PT・OT・ST 合同ボウリング大会、③新年会④橿原 RUN×2 マラソン大会参加、⑤傷害保険の管理などの事業を企画・運営しました。

新人歓迎会や新年会では会長をはじめとする理事の先生方や他病院の新入会員同士横の繋がりを作るきっかけ作りを、新年会では更なる親睦を深め、ボウリング大会では他病院のスタッフと和気藹々と交流するなど奈良県におけるセラピストの縦や横の関係作りに一役かっています。

今年度はようやく橿原で開催されたリレーマラソン大会に出場することが出来、奈





良県の多くの病院・施設の方の参加がありました。来年度も奈良県での参加を予定しております。皆様のエントリーお待ちしております。

28年度も新たな厚生部事業を模索しています。「こんなことをして欲しい!!」「こういう事業があったら参加したい!!」等ご意見あればお知り合いの厚生部員にお伝え下さい。

皆様の参加あつての福利厚生部事業ですので、横の繋がりを作っていく意味でも奮ってご参加の程よろしく願いいたします。

厚生部員 (平成29年4月1日現在)

部長 細川 彰子 (済生会中和病院)

部員 丸岡 満 (天理よろづ相談所病院白川分院)

部員 本田 拓馬 (済生会中和病院)

部員 森本 宗之 (訪問看護ステーションかしの木)

部員 中辻 裕一 (済生会中和病院)

部員 赤壁 知哉 (市立奈良病院)

部員 金光 智史 (市立奈良病院)

部員 由良 嘉啓 (西ノ京病院)

部員 酒井 康之 (済生会中和病院)

28年度 福利厚生部 年行事

1) 新入会員歓迎会

開催日時：平成28年6月12日 新人プログラム後に「かのにの家」にて開催

2) ボウリング大会 (OT 士会、ST 士会合同)

開催日時：平成28年11月4日 「レインボーワールド櫃原店」にて開催

3) マラソン大会参加

開催日時：平成27年11月27日 櫃原 RUN×2 マラソンに参加

4) 新年会

開催日時：平成29年1月14日 「ごきげんえびす 大和西大寺店」にて開催

医療保険部

医療保険部の活動は、医療保険に関する動向について、ホームページや情報交換会を通して情報の提供や共有することを活動の目的にしています。

厚生労働省、日本理学療法士協会、奈良県理学療法協会会員などから得た情報の中から、必要な内容を選んでホームページに掲載しています。

また、2年ごとの診療報酬改定の際には、情報交換会を開催し、できるだけ正確な情報を共有できるようにしています。

皆様からの問い合わせにも対応していますが、正確に返答するには根拠となる資料等を準備する必要がありますので、FAX（高井病院 リハビリ室 江村 0743-65-5616）にてお問合せ頂ければ後日、電話、メール等にてご連絡させていただきます。

医療保険に関する情報をできるだけ早く、正確に伝えるように心がけていますが、皆様からの問い合わせや、情報はさらに貴重な資料となりますので、お気軽にお問い合わせください。

【開催行事について】

日 時：平成28年4月27日(水)

行事名：平成28年度診療報酬改定に関する情報交換会

社会福祉部

社会福祉部は、社会資源を中心とした情報収集と情報提供を主な責務として、部長・部員合わせ6名で活動しています。

奈良県理学療法士協会ホームページ上に、「社会福祉部便り」として、障害者自立支援法を中心とした各疾患別の内容を掲載して頂いております。平成29年度は新たに内容をリニューアルし、患者様・奈良県理学療法士協会会員の皆様に有益な情報になる様にと、部員一同で協力し合い作成を進めております。是非一度、目を通してみてください。

また部員も募集しておりますので、一緒に勉強しながら活動をしていきませんか？興味がありましたら、eichan_seibu@yahoo.co.jp（榮崎）まで、ご連絡お願い致します。

理学療法啓発部

理学療法啓発部は、理学療法週間関連事業の企画・運営、協会関連グッズ等を通じて広く一般の皆様に「理学療法」を広報するのが主な活動です。

昨年度の事業を振り返りますと、第2回 理学療法フェスタをイオンモール大和郡山店で開催致しました。イベント内容は「公開講座」「理学療法啓発活動(相談会)」「体力測定」の3部構成で、多くの一般の方々に参加して頂きました。特に今回は体力測定のブースを「小児(就学前を想定)」「成人」に分け、ご家族で参加して頂けるよう工夫を致しました。

また、この企画に運営スタッフとして参加して頂いた会員は、H28年度「地域包括ケア・介護予防推進リーダー制度の士会指定事業参加者」の認定を受ける事ができるため、多数の先生方にご協力頂きました。

恒例になりました「理学療法川柳の募集」ですが、今回は156首の応募を全国から頂きました。患者さん・ご家族・理学療法士から応募頂き、理学療法に関する様々な思いを五、七、五でシンプルに、ときにはユーモアたっぷりに表現して頂いております。

今後は、奈良県理学療法士協会のホームページも有効に活用し、より多くの皆様に我々「理学療法士の活動」をリアルタイムにご紹介できるようスタッフ一同で検討してまいります。

例年この場をお借りして皆様をお願いをしておりますが、新しい企画・講演会の要望等がございましたら、気軽に啓発部（天理よろづ相談所病院：岡本）までご連絡下さい。お待ちしております。

理学療法フェスタ

日時：平成28年11月13日（日）

場所：イオンモール大和郡山 イオンホール

1) 公開講座

テーマ：「肺の健康を考えてみよう！」

講師：宮本 直美 先生（畿央大学）

2) 理学療法啓発活動

相談会，パネル展示，リーフレットとグッズ（ポケットティッシュ）の配布

3) 体力測定

生涯学習部

生涯学習部では、新人教育プログラムセミナーの開催と、その後の生涯学習および各専門領域研究部会における認定・専門理学療法士取得の支援を行っています。新人教育プログラムは必須教育テーマ5単位、選択テーマ10単位の合計15単位が修了要件となっており、最短1年での修了が可能となりました。早期から専門領域研究部会への入会することによる、高いレベルでの自己研鑽が推進されています。昨年度の実施報告を表に示します（今年度の開催予定を示すものではありませんので、ご注意ください）。なお各種講演や研修会によっては、新人教育プログラムの「理学療法の臨床（C1－5）」に読み替えることができる場合があります。本年度も新人教育プログラムセミナーは年4回開催予定です（各テーマの開催は年に1回です）。セミナー開催日時等の案内については、奈良県理学療法士協会ホームページ等に掲載してまいります。単位取得に努めて頂きますよう、よろしくごお願い致します。

認定・専門理学療法士制度は、新人教育プログラム修了者を対象に、自らの専門性を高め、良質なサービスを提供する臨床能力を備え、理学療法の学問的発展に寄与する研究能力を高めていくことを目的としています。7専門分野（基礎理学療法、神経理学療法、運動器理学療法、内部障害理学療法、生活環境支援理学療法、物理療法、教育・管理理学療法）のいずれかひとつ以上の専門分野に登録し、認定理学療法士・専門理学療法士を目指します。2016年4月時点での認定理学療法士資格保有率は全会員の2%、専門理学療法士資格保有率は全会員の2.0%であり、奈良県での資格保有率は全国平均並みです（認定2%、専門2.5%）。くわしくは日本理学療法士協会ホームページをご覧ください。

また生涯学習部では、日本理学療法士協会協会指定管理者研修会（初級）を年1回開催しています。近年、理学療法の質を高めていく組織的な活動が急務となっており、またそれを実現する管理者の育成およびネットワーク構築が必要となっていることから、日本理学療法士協会では、管理者の人材育成制度として、「協会指定管理者（初級）・（上級）」の制度を設定しています。受講要件も数点あり、こちらも日本理学療法士協会ホームページをご覧ください。会員数の増加に伴い、各個人の能力を高めていくことが、今以上に求められています。そのためにも、これらの資格取得を目指し、自己研鑽に励んでいただきたいと思います。

今年度の活動予定

- ・第2回新人プログラムセミナー：10月1日
- ・日本理学療法士協会指定管理者研修会（初級編）：11月26日
- ・第3回新人プログラムセミナー：12月3日
- ・第4回新人プログラムセミナー：3月11日

※あくまでも予定であり、確定情報ではありませんので、ご注意ください。

【平成28年度 奈良県理学療法士協会新人教育プログラム実施報告】

平成28年度 新人教育プログラムセミナー実施状況

平成29年3月20日

講座名	新テーマ	旧テーマ (現在取得済のテーマは2012年 4月に自動的に移行します)	必須選択		終了要件 (単位数)	奈良県 理学療法士協会 での実施状況
			必 須	選 択		
必須初期研修	A-1 理学療法と倫理	I-2 職業倫理・管理運営	1		1	○
必須初期研修	A-2 協会組織と生涯学習システム	I-1 協会組織と生涯学習システム	1		1	○
必須初期研修	A-3 リスクマネジメント (安全管理と感染予防含む)	II-2 人間関係及び労働衛生	1		1	○
必須初期研修	A-4 人間関係および接遇 (労働衛生含む)	II-2 人間関係及び労働衛生	1		1	○
必須初期研修	A-5 理学療法における関連法規 (労働法含む)	I-4 理学療法士・作業療法士法および関係法規	1		1	○
理学療法の基礎	B-1 一次救命処置と基本処置			1	3	○
	B-2 クリニカルリーズニング	II-1 学問としての理学療法と研究方法論		1		○
	B-3 統計方法論※1	II-6 症例検討II		1		
	B-4 症例報告・発表の仕方※1	I-6 症例検討I		1		○
理学療法の臨床	C-1 神経系疾患の理学療法	I-5 トピックスI		1	4	読み替え
	C-2 運動器疾患の理学療法	II-5 トピックスII		1		○
	C-3 内部障害の理学療法	III-5 トピックスIII		1		読み替え
	C-4 高齢者の理学療法	II-3 生活環境支援		1		○
	C-5 地域リハビリテーション (生活環境支援含む)	I-3 地域におけるリハビリテーション		1		○
	C-6 症例発表	III-6 症例検討III		3		奈良学会等
	C-7 士会活動・社会貢献			1		症例検討会での発表等
理学療法の専門性	D-1 社会の中の理学療法 (政策含む)	II-4 社会の中の理学療法 III-1 理学療法士と保険制度		1	2	
	D-2 生涯学習と理学療法の専門領域	III-2 生涯学習と理学療法の専門領域		1		○
	D-3 理学療法の研究手法論 (EBPT含む)	II-1 学問としての理学療法と研究方法論		1		○
理学療法における人材の育成	E-1 臨床実習指導方法論	III-4 理学療法教育方法論		1	1	○
	E-2 ティーチングとコーチング (コミュニケーションスキル含む)			1		
	E-3 国際社会と理学療法	III-3 世界の理学療法		1		
計					15	

○：新人教育プログラムセミナー

読み替え：研修部など他部所の実施した研修会の読み替えを示す

学術誌部

学術誌部では、学術誌「奈良理学療法学」を年1巻発刊しています。部員5名で投稿論文の募集、管理、編集作業を行っております。昨年度も2017年3月31日付で奈良理学療法学No.9を無事発刊することができました。従来の「奈良理学療法学」は投稿された学術論文、奈良県理学療法士学会の特別講演や教育セミナーの記事、学会誌原稿で構成されてきました。本年度からは研修部で開催される研修会等の講師の先生方にも解説記事を依頼し、掲載していくことを企画しております。それらを通して会員、会員外の先生方で専門的知識を共有し、学術団体としての質の向上につながればと考えております。

最後になりますが、一点報告させていただきたいことがございます。従来奈良理学療法学は発刊後全会員に配布されておりましたが、会員数増加に伴う費用増大により各施設、個人会員に一部ずつ配布するよう変更になりました。各施設でご勤務されている先生方には不自由をおかけいたしますが、各施設で「奈良理学療法学」を保管していただき、ご一読いただければと存じます。何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

ホームページ管理部

ホームページ管理部は部長一人の部です。

ホームページ管理部として、日々の作業の中で一番心がけていることは、素早い情報発信です。どこからか掲載依頼があれば、掲載可否を何う連絡をします。それから、可否について返信が来ればすぐに作業に移ります。しかし、実際には掲載依頼が来てからタイムラグが生じています。これはほとんど私個人の状況から発生しているものです。なんとかこのラグを解消できるようにいろいろと工夫していくことが大事だと思います。

奈良県理学療法士会は多くの局、部から成り立っています。そのひとつの部としての役割を考えると、ホームページの更新を通じて会員の皆様に有益な情報を発信し続けるとともに、士会と会員の皆様が双方向にコミュニケーションをとれるようなものにしていきたいと思っております。

奈良県理学療法士会ホームページをよりよくしていきたいと強く思っています。会員の皆様からのご意見・ご要望などありましたら何なりとご連絡いただければ助かります。今後ともよろしくお願い致します。

地域包括ケアシステム推進委員会

地域包括ケアシステム推進委員会では、地域包括ケア・介護予防推進リーダー制度に関する導入研修の開催や、作業療法士会・言語聴覚士会と連携しながら地域ケア会議や介護予防事業に参加できるネットワークづくりや活動推進をおこなっています。あなたも地域を見据えたりハビリテーションを展開できるリーダーになりませんか？

推進リーダーになるための要件については、まず日本理学療法士協会のホームページからご確認ください。

推進リーダー取得のためには、新人教育プログラム終了後、まず推進リーダー登録にエントリーしていただく必要があります。その後、eラーニング・導入研修・士会指定事業を終了すると、推進リーダーとして登録されます。このうち、士会指定事業参加の証明方法については後述する「奈良県理学療法士協会 指定事業について」をご参照ください。

また当委員会では、推進リーダーを支援するアドバンス研修等も実施しております。推進リーダー未取得の方も参加できる研修会も開催していますので、奮って参加してください。

これからも委員会では様々な研修やネットワークづくりをおこない、地域包括ケアシステムにおいて理学療法士が活躍できる環境をつくっていきたいと考えています。今後とも、よろしく願いいたします。

平成28年度地域包括ケアシステム推進委員会事業報告

委員長 徳久 謙太郎

1. 委員会 4回開催

2. 研修会の開催

1) 推進リーダー研修の開催

- ・介護予防推進リーダー研修の開催（予定）

日時：平成29年2月19日（日）10：00～17：00

場所：白鳳短期大学 201 教室

参加人数：会員21名、会員外0名

- ・地域包括ケア推進リーダー研修の開催

日時：平成28年9月25日（日）10：00～16：40

場所：白鳳短期大学 304, 305 教室

参加人数：会員11名 会員外0名

2) リーダー研修会の開催

- ・第1回

日時：平成 28 年 7 月 15 日（金） 19：00～21：00

場所：関西学研医療福祉学院

内容：・奈良市での地域包括ケアに対する協会の取り組みと現状
講師：中村貴信 先生（介護老人保健施設ウエルケア悠）
・各市町村の事業報告と連絡体制の確認

参加人数：会員 34 名、会員外 0 名

・第 2 回

日時：平成 29 年 3 月 10 日（金） 19：00～20：30

場所：ウエル郡山研修センター

内容：・「住民主体の介護予防」に関する講義とワークショップ
・各市町村の事業報告と連絡体制の確認

参加人数：会員 21 名、会員外 0 名

3) アドバンスコースの開催

日時：平成 28 年 4 月 17 日（日） 9：30～16：50

場所：畿央大学 KB04 教室

内容：・『地域包括ケアに関する奈良県理学療法士協会の活動支援状況』
・『通所型・訪問型・個別地域ケア会議を組み合わせた短期集中型介護
予防サービス
（生駒市での取り組み）』
講師： 西大和リハビリテーション病院 徳久 謙太郎
・『（住民）介護予防リーダー育成とその活動について（広陵町・大淀町
での取り組み）』
講師： 畿央大学 高取 克彦
・『住民主体の互助活動の推進（三郷町での取り組み）』
講師： 秋津鴻池病院 西田 宗幹
・『地域ケア会議の実際と療法士の役割（上牧町・桜井市での取り組み）』
講師： 西大和リハビリテーション病院 徳久 謙太郎
・ワークショップ

参加人数：会員 62 名、会員外 2 名

地域包括ケアシステム推進委員会

地域包括ケアシステム推進委員会では、地域包括ケア・介護予防推進リーダー制度に関する導入研修の開催や、作業療法士会・言語聴覚士会と連携しながら地域ケア会議や介護予防事業に参加できるネットワークづくりや活動推進をおこなっています。あなたも地域を見据えたりハビリテーションを展開できるリーダーになりませんか？このリーダー資格の取得者には40ポイントが付与されるため、その後の認定・専門理学療法士取得への足掛かりにもなります。

推進リーダーになるための要件等については、まず日本理学療法士協会のホームページからご確認ください。

推進リーダー取得のためには、新人教育プログラム終了後、まず推進リーダー登録にエントリーしていただく必要があります。その後、eラーニング・導入研修・士会指定事業を終了すると、推進リーダーとして登録されます。このうち、士会指定事業参加の証明方法については後述する「奈良県理学療法士協会 指定事業について」をご参照ください。

また当委員会では、推進リーダーを支援するアドバンス研修等も実施しております。推進リーダー未取得の方も参加できる研修会も開催していますので、奮って参加してください。

これからも委員会では様々な研修やネットワークづくりをおこない、地域包括ケアシステムにおいて理学療法士が活躍できる環境をつくっていきたいと考えています。今後とも、よろしく願いいたします。

平成28年度地域包括ケアシステム推進委員会事業報告

委員長 徳久 謙太郎

1. 委員会 4回開催

2. 研修会の開催

1) 推進リーダー研修の開催

- ・介護予防推進リーダー研修の開催（予定）

日時：平成29年2月19日（日）10：00～17：00

場所：白鳳短期大学 201 教室

参加人数：会員21名、会員外0名

- ・地域包括ケア推進リーダー研修の開催

日時：平成28年9月25日（日）10：00～16：40

場所：白鳳短期大学 304, 305 教室

参加人数：会員11名 会員外0名

2) リーダー研修会の開催

・第1回

日時：平成28年7月15日（金）19：00～21：00

場所：関西学研医療福祉学院

内容：・奈良市での地域包括ケアに対する協会の取り組みと現状

講師：中村貴信 先生（介護老人保健施設ウエルケア悠）

・各市町村の事業報告と連絡体制の確認

参加人数：会員34名、会員外0名

・第2回

日時：平成29年3月10日（金）19：00～20：30

場所：ウエル郡山研修センター

内容：・「住民主体の介護予防」に関する講義とワークショップ

・各市町村の事業報告と連絡体制の確認

参加人数：会員21名、会員外0名

3) アドバンスコースの開催

日時：平成28年4月17日（日）9：30～16：50

場所：畿央大学KB04教室

内容：・『地域包括ケアに関する奈良県理学療法士協会の活動支援状況』

・『通所型・訪問型・個別地域ケア会議を組み合わせた短期集中型介護予防サービス

（生駒市での取り組み）』

講師：西大和リハビリテーション病院 徳久 謙太郎

・『（住民）介護予防リーダー育成とその活動について（広陵町・大淀町での取り組み）』

講師：畿央大学 高取 克彦

・『住民主体の互助活動の推進（三郷町での取り組み）』

講師：秋津鴻池病院 西田 宗幹

・『地域ケア会議の実際と療法士の役割（上牧町・桜井市での取り組み）』

講師：西大和リハビリテーション病院 徳久 謙太郎

・ワークショップ

参加人数：会員62名、会員外2名

地域包括ケア推進リーダー、介護予防推進リーダー制度について

1. 地域包括ケアシステムと推進リーダー制度について

日本は諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しています。そこで国は『地域包括ケアシステム』の構築を実現することによって、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的にできるまちづくりを実現し、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続ける姿を目指しています。日本理学療法士協会では、『地域包括ケアシステム』を推進するにあたって、「地域ケア会議」、「介護予防」の2つの施策に重点を置き、育成制度として、【地域包括ケア推進リーダー】、【介護予防推進リーダー】の2つの認証コースを設定しました。

<p>【地域包括ケア推進リーダー】 <目指すリーダー像></p> <ul style="list-style-type: none">・当面は、地域ケア会議の目的を踏まえた上で、会議に参加し、自立支援に繋げる助言ができる・最終的には、理学療法士の強みを生かして総合的に地域包括ケアを推進できる	<p>【介護予防推進リーダー】 <目指すリーダー像></p> <ul style="list-style-type: none">・理学療法士としての専門性を活かした評価ができる・効果的な予防プログラムを企画・提案ができる・多職種や住民との協働による予防プログラムを企画・提案ができる
---	--

2. 推進リーダー履修要件・順序について

推進リーダー資格取得のための履修要件・順序は、日本理学療法士協会HPをご参照ください。

http://www.japanpt.or.jp/members/lifelonglearning/edu_houkatsu/

3. 履修における注意点

- 1) 推進リーダー取得を目指すには、新人教育プログラムを修了している必要があります。
- 2) 履修要件には、①（リーダー取得を目指す）登録申請、②e-learning、③導入研修、④士会指定事業があります。
- 3) 履修には順序があります。順序を間違えると認定されないのでお気を付けてください。
- 4) e-learningには免除制度もあります。詳しくは上記URLをご参照ください。
- 5) 士会指定事業は、奈良県士協会員は奈良県の士会指定事業を受けていただくこととなります。詳しくは後述する「奈良県理学療法士協会 指定事業について」をご参照ください。
- 6) 資格を取得した会員には、「生涯学習機構の定める資格」として、40ポイントが付与されます。その後に認定・専門理学療法士取得につなげていただきたいと思います。

4. 推進リーダー取得後の活動について

奈良県ではリーダー資格取得後のアドバンス研修やリーダー研修を実施しています。詳しくは奈良県士協会HPでの告知、およびお知らせメールにてご確認ください。

奈良県理学療法士協会 指定事業について

奈良県理学療法士協会では、下記の事業に運営スタッフとして参加して頂いた方を、地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度の士会指定事業参加者として認定いたします。地域包括ケアの事をたくさんの会員の皆様に関心を持って頂き、ぜひリーダーとしてご活躍頂きたいと考えています（推進リーダー制度に関しては、日本理学療法士協会HPをご参照ください）。

また、新人教育プログラムを終了していない会員には、同様の手続で『理学療法の臨床、C-7 士会活動・社会貢献』の1単位を認定します（但し、他の読み替え単位との重複は認められません）。

1. 奈良県理学療法士協会 指定事業について

1) 以下の事業の**運営スタッフ**（当日協カスタッフを含む）

① 奈良県学会、② 公開講座、③ スポーツメディカルサポート、④ 3 団体訪問リハビリ実務者研修、⑤ 専門領域勉強会（本会共催分のみ）、⑥ 新人研修、⑦ なら介護の日、⑧ 地域包括ケア・介護予防推進リーダー研修会、⑨ 奈良県士協会主催の研修・講習会（新人教育プログラム、理学療法講習会等）、⑩ その他、理事会の認めた事業

2) 以下の事業の**参加者**

① 地域ケア会議参加者(日時、場所、内容を所属長のサイン・確認の上、申告)
② 介護予防事業参加者(日時、場所、内容を所属長のサイン・確認の上、申告)
③ その他、理事会が認めた事業

2. 申請方法

1) 証明書の作成

・事業運営スタッフの場合

士協会指定事業運営スタッフ証明書をダウンロード（奈良県士協会ホームページにて）、印刷して持参し、事業代表者から**事業当日**に証明を受けてください。



・地域ケア会議・介護予防事業等の参加者の場合

地域ケア会議・介護予防事業参加証明書をダウンロード（奈良県士協会ホームページにて）し、所属長から証明を受けてください。



2) 証明書の提出先

証明書を下記の住所に郵送するか、PDFにして下記のアドレスまでお送りください。

〒639-0218 奈良県北葛城郡上牧町ささゆり台3丁目2-2
 西大和リハビリテーション病院 徳久 謙太郎
 E-mail : s.nishiyamato.reha@gmail.com

表彰審査委員会

メンバー紹介

委員長 堀口 元司（町立大淀病院）
 委員 下出 好夫（県立三室病院）
 箕輪 希予志（土庫病院）
 森本 久雄（奈良県総合リハビリテーションセンター）

活動内容

- ①表彰審査
 - ・表彰するのに相応しい会員や、その推薦のあった場合に審査・検討します。
- ②表彰式の準備・運営
 - ・表彰式の準備・運営をしています。
- ③表彰に関する規則の作成
 - ・現状のそぐわなくなった表彰関係のきまり等について検討します。

新人研修委員会

委員長 和田 善行

新人研修委員会は免許取得後1～5年目を対象とした基本的な講習会を運営しています。平成28年度は合計135名の方が受講されました。

平成29年度は、全6コースの開催予定でいずれも系統だった講習会となっています。

平成28年度実績

1. 委員会開催（5回開催）
2. なら新人研修システム講習会
 - 1) 「呼吸器リハビリテーション」コース

平成28年5月25日～平成28年6月15日（全8回）計12時間

場所 畿央大学

コーディネーター 田岡 久嗣（天理よろづ相談所病院 白川分院）

受講者27名（会員27名 非会員0名 修了証発行19名）

講師 田平 一行（畿央大学）

増田 崇（奈良県総合医療センター）

和田 善行（平成記念病院）

宮本 直美（畿央大学）

坂本 雅尚（平成記念病院 介護老人保健施設 鷺柄の里）

市川 桂子（天理よろづ相談所病院）

池上 健太郎（天理よろづ相談所病院）

田岡 久嗣（天理よろづ相談所病院 白川分院）

2) 「循環器リハビリテーション」コース

平成28年7月20日～平成28年8月24日（全6回）計9時間

場所 畿央大学・高井病院・奈良100年会館

コーディネーター 中村 洋貴（高井病院）

受講者33名（会員32名 非会員1名 修了証発行13名）

講師 田平 一行（畿央大学）

増田 崇（奈良県総合医療センター）

後藤 総介（天理よろづ相談所病院）

林 拓児（平成記念病院）

石田 圭佑（高井病院）

墳下 直道（高井病院）

3) 「装具・車椅子」コース

平成28年9月17日～平成28年10月19日（全7回）計10時間半

場所 畿央大学・奈良県総合リハビリテーションセンター・奈良県橿原文化会館

コーディネーター 梅本 康明（奈良県総合リハビリテーションセンター）

受講者18名（会員17名 非会員1名 修了証発行10名）

講師 梅本 康明（奈良県総合リハビリテーションセンター）

栗本 尚樹（奈良県総合リハビリテーションセンター）

高田 博史（奈良県総合リハビリテーションセンター）

唄 大輔（平成記念病院）

4) 「訪問リハビリテーション」コース

平成28年12月3日～平成28年12月4日（全7回）計10時間半

場所 畿央大学

コーディネーター 中谷 充志（喜多野診療所 訪問リハビリテーション）

受講者3名（会員3名 非会員0名 修了証発行3名）

講 師 増田 崇 (奈良県総合医療センター)
 中村 貴信 (介護老人保健施設 ウェルケア悠)
 中谷 充志 (喜多野診療所 訪問リハビリテーション)
 堀田 修秀 (介護老人保健施設 鴻池荘)
 淵脇 崇 (土庫病院)
 中川 勝利 (訪問看護ステーション みそら)
 山本 和典 (訪問看護ステーション あおい)

5) 「脳卒中リハビリテーション」コース

平成28年10月13日～平成28年11月17日 (全6回) 計9時間

場所 西大和リハビリテーション病院

コーディネーター 喜多 頼広 (西大和リハビリテーション病院)

受講者22名 (会員22名 非会員0名 修了証発行8名)

講 師 徳久 謙太郎 (西大和リハビリテーション病院)
 喜多 頼広 (西大和リハビリテーション病院)
 政田 純兵 (市立奈良病院)
 生野 公貴 (西大和リハビリテーション病院)
 中村 潤二 (西大和リハビリテーション病院)
 石垣 智也 (訪問看護リハビリステーションフィットケア)

6) 「運動器リハビリテーション」コース

平成29年1月21日～平成29年2月4日 (全8回) 計12時間

場 所 畿央大学・奈良県社会福祉総合センター

コーディネーター 熊田 直也 (白庭病院)

受講者32名 (会員31名 非会員1名 修了証発行25名)

講 師 榮崎 彰秀 (さくらい悟良整形外科クリニック)
 久野 剛史 (白庭病院)
 徳田 光紀 (平成記念病院)
 唄 大輔 (平成記念病院)

専門領域委員会

専門領域勉強会は、本会の会員が中心となって勉強会活動を定期的に行うことにより、会員間の情報交換や専門的知識・技術の向上を図る事を目的にしており、本委員会はその管理・支援をしています。構成員は各勉強会の代表者を含む6人です。現在下記の5つの勉強会が活動しています。リハビリテーション研究方法論勉強会は、今年度で解散しました。いくつかの勉強会では、日本理学療法士協会（日理協）の基礎講習会の運営しています。また本会と共催して、日理協の履修ポイント取得可能な研修会も開催しています。

1) 呼吸器循環器系勉強会 代表：田平一行

活動内容

メンバー各々が自分のテーマについて勉強し、必要に応じて症例や研究計画の検討、発表前の予演会、文献抄読などを実施した

活動日時：不定期 合計6回

参加人数 5～10人

学会発表

- ☞ 第51回日本理学療法士学会学術大会：7演題
- ☞ 第26回日本呼吸ケア・リハビリテーション学会：4演題
- ☞ European Respiratory Society Annual Congress 2016 in London：2演題
- ☞ 第71回日本体力医学会：1演題

論文

- ☞ 田平一行：呼吸循環器疾患患者および高齢者に対する呼吸筋トレーニングの臨床応用. 体力科学 66(1),16, 2017
- ☞ 有蘭信一：【内科の視点で診る 手術前後の入院患者管理】(第1章)周術期の入院患者管理の基本 周術期のリハビリテーション。レジデントノート 18(5)、865-871、2016

研修会

- ☞ タイトル：「吸引の基本と実際（人工呼吸器を用いて）」
共催：日本理学療法士協会、奈良県理学療法士協会、専門領域勉強会
呼吸器循環器勉強会
日時：平成29年2月18日 9:00～16:20
場所：畿央大学 C3 運動療法実習室
参加者：37名（会員34名、非会員3名）

2) 奈良整形外科リハビリテーション勉強会 代表：榮崎彰秀

活動内容

☞ 平成28年4月21日 第76回定期勉強会（定例会）

参加者：33名（田原本青垣生涯学習センター）

内容：足関節周囲の触診①・症例検討1例

☞ 平成28年5月19日 第77回定例会

参加者：26名（かしはら万葉ホール）

内容：足関節周囲の触診②・症例検討1例

☞ 平成28年6月16日 第78回定例会

参加者：42名（いかるがホール）

内容：足関節周囲の触診③・症例検討1例

- 🗓️ 平成28年7月31日 共催：奈良県理学療法士協会，当勉強会
 参加者：63名（畿央大学）
 内容：大腿骨頸部骨折の理学療法
 講師：榮崎 彰秀先生（さくらい悟良整形外科クリニック）
 久野 剛史先生（白庭病院）
 アシスタント講師：山田 哲也先生・松田 強史先生（奈良西部病院）
 徳田 光紀先生・唄 大輔先生（平成記念病院）
 熊田 直也先生（白庭病院）・
 清水 恒良先生（岡波総合病院）

- 🗓️ 平成28年8月18日 第79回定例会
 参加者：27名（いかるがホール）
 内容：足関節周囲の触診④・症例検討1例

- 🗓️ 平成28年9月15日 第80回定例会
 参加者：27名（かしはら万葉ホール）
 内容：足関節周囲の触診⑤・症例検討1例

- 🗓️ 平成28年10月27日 第81回定例会
 参加者：23名（いかるがホール）
 内容：足関節周囲の触診⑥・症例検討1例

- 🗓️ 平成28年11月12日・13日 共催：奈良県理学療法士協会，当勉強会
 参加者：46名（大和高原ボスコヴィラ）
 内容：整形外科理学療法の基礎と実践 - 保存療法と術後理学療法 -
 講師：榮崎 彰秀先生（さくらい悟良整形外科クリニック）
 久野 剛史先生（白庭病院）、 山田 哲也先生（奈良西部病院）
 清水 恒良先生（岡波総合病院）、 徳田 光紀先生（平成記念病院）
 唄 大輔先生（平成記念病院）、 松田 強史先生（奈良西部病院）
 熊田 直也先生（白庭病院）

- 🗓️ 平成28年12月15日 第82回定例会
 参加者：23名（かしはら万葉ホール）
 内容：足関節周囲の触診⑦・症例検討1例

- 🗓️ 平成29年1月19日 第83回定例会
 参加者：28名（いかるがホール）
 内容：足関節周囲の触診⑧・症例検討1例

- 平成29年2月16日 第84回定例会
 参加者：27名（かしはら万葉ホール）
 内容：足関節周囲の触診⑨・症例検討1例

- 平成29年3月5日 平成28年度特別講習会＋症例報告会2016
 参加者：46名（畿央大学） 後援：奈良県理学療法士協会
 内容：特別講演① 股関節の骨折および関節症に対する治療について
 竹村 和生先生（富永病院 整形外科・人工関節研究センター）
 特別講演② 股関節疾患の理学療法とその考え方
 山田 哲也先生（奈良西部病院 リハビリテーション科）
 症例報告会2016： 座長レクチャー3セッション・演題発表6演題

3) 発達障害児・者勉強会 代表：古川 智子

活動内容

- 第22回 平成28年4月15日 19時00分～21時
 場所：関西学研医療福祉学院 南館
 参加者：8名
 内容：「いまさら聞けない脳性麻痺 治療編」
 講師：古川 智子先生

- 第23回 平成28年8月19日 19時～21時
 場所：たんぼぼの家
 参加者：19名
 内容：「症例検討 介護保険サービスに移行したアテトーゼ型脳性麻痺者」
 担当：古川 智子先生

- 第24回 平成29年1月31日 19時30分～21時
 場所：関西学研医療福祉学院 南館
 参加者：17名
 内容：「症例検討会 知的発達障害を伴う痙直型片麻痺児」
 講師：古川 智子先生

4) 3学会合同呼吸療法認定士取得に向けた勉強会 代表：坂本 雅尚

活動内容

- 日時：毎月1回不定期の金曜日 19:30～21:00
- 場所：奈良県理学療法士協会事務所
- 内容：呼吸療法認定士試験に向けて、講習テキストに沿って各メンバー持ち回りで勉強会を実施

試験結果：第21回3学会合同呼吸療法認定士試験 受験者3名全員合格

	内 容	担 当
3月	スケジュール調整 呼吸管理に必要な解剖・生理	鈴木先生 (天理よろづ白川分院)
4月	呼吸不全の病態と管理	竹森先生 (平成記念)
5月	血液ガスの解釈	神田先生 (秋津鴻池)
6月	人工呼吸器の基本構造および人工呼吸とそ の適応	今井先生 (平成記念)
7月	酸素療法・薬物療法・新生児の呼吸管理	東山先生 (服部記念)、松井先生 (平成まほろば)、河合先生 (訪 問看護みそら)
8月	予想問題解答と解説、人工呼吸器の保守お よび医療ガス、気道確保と人工呼吸	川村先生 (南奈良総合医療セン ター)
9月	NPPV とその管理法、開胸・開腹手術後の 肺合併症、人工呼吸中のモニター、呼吸不 全の全身管理等	中村先生 (平成記念)、辻先生 (平 成まほろば)
10月	肺機能検査、人工呼吸中の集中治療、在宅 人工呼吸	坂本 (鷺栖の里)
11月	模擬テスト	坂本 (鷺栖の里)
12月	試験問題の確認	

5) 健康増進・疾病予防・障害予防勉強会 代表：松本 大輔

活動内容

📅 平成 29 年 3 月 13 日 (月) 19 時 00 分～ 20 時 30 分

会 場 : 畿央大学

テーマ : 『理フランスにおけるエルゴノミーの実践』

講 師 : 立花 祥太郎 先生 (ECOLE D ASSAS)

参 加 : 会員 20 名、非会員 7 名、学生 7 名

奈良県理学療法士連盟設立

奈良県理学療法士連盟が平成 27 年 9 月 12 日に設立いたしました。連盟(政治連盟)とは、各業界または各職種団体が職責を全うするために必要な政治的活動を行うために結成された政治団体^{注1)}です。従いまして、政治資金規正法第 6 条第 1 項の規定により、奈良県選挙管理委員会に、その他の政治団体として届けてあります。主たる事務所は秋津鴻池病院リハビリテーション部、代表者は尾崎文彦(東大寺福祉療育病院)、会計責任者は西田宗幹(秋津鴻池病院)、会計責任者の職務代行者は堀田修秀(秋津鴻池病院)、としています。

さて、本連盟は、公益社団法人奈良県理学療法士協会の目的達成に必要な活動を行い、あわせて県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的としています。日本理学療法士連盟にも加盟していますので、都道府県組織として、国民の健康と福祉の充実を目的に日本の理学療法士の意見、活動を公言し、それを制度として具体的に活動も行います。理学療法士が活躍する分野や診療・介護報酬などを定める各種制度は所轄官庁および国会で定められますので、理学療法士が国民に広く貢献できるように、国会議員を通じて理解していただくことが必要です。また、政策実現のための法制度改正は国会で行われます。だからこそ、日本理学療法士連盟単独の組織代表候補者を持ち、国政の場に国会議員を送る活動を行うのです。理学療法士が専門職として自己研鑽しているだけでは、社会貢献は十分とは言えません。理学療法士が実力を発揮できる環境を整える事こそが、国民(県民)の豊かな生活を実現するためには必要なのです。

奈良県理学療法士協会の会員の皆さん！入会してください！数は力です！

注 1) 政治団体とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ・政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- ・特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体(いわゆる「後援会」)
- ・上記以外の団体で、次に掲げる活動を主たる活動として、組織的かつ継続的に行う団体
 - ア 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること
 - イ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること

また、政治団体には、その要件によって次の種類があります。

- (1) 政党 (2) 政党の支部 (3) 政治資金団体 (4) その他の政治団体 (5) その他の政治団体の支部 (6) 政策研究団体 (7) 資金管理団体 (8) 特定パーティー開催団体 (9) 国会議員関係政治団体

次々ページに申込用紙を添付しております。

入会希望の場合は、プリントアウトして必要事項をご記入のうえ会費を添えてお手渡し下さい。

奈良県理学療法士連盟 規約

(名称)

第1条

本組織は、奈良県理学療法士連盟と称する。

(事務所)

第2条

本連盟の事務所は、奈良県御所市に置く。

(目的)

第3条

本連盟は、公益社団法人奈良県理学療法士協会（以下理学療法士協会という）の目的達成に必要な活動を行い、あわせて県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条

本連盟の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 理学療法士協会の目的達成のため必要な事業
- (2) 連盟の組織強化・拡大に関する事業
- (3) 連盟の広報に関する事業
- (4) 研究会、講演会等の開催
- (5) 日本理学療法士連盟との連携に関する事業
- (6) 会員相互の親睦を図る事業
- (7) その他の事業

(会員)

第5条

本連盟の会員は、正会員、賛助会員とする。

2. 正会員は理学療法士協会の会員で、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込まなければならない。

3. 賛助会員は本連盟の主旨に賛同する者で、役員会の承認を必要とする。

(役員)

第6条

本連盟に次の役員を置く

会長、副会長、幹事、会計責任者、会計責任者の職務代行者等

(会議)

第7条

本連盟の会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

2. 総会は毎年1回開催する。その他必要に応じて臨時に開催するものとする。

3. 役員会は必要に応じ開催する。

(経費)

第8条

本連盟の経費は、会費、寄付金、その他の収入を持って充てる。

(会費)

第9条

本連盟の会費は年1,000円とする。但し、一旦納入した会費は理由の如何を問わず返還しない。

(会計年度)

第10条

本連盟の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(退会)

第11条

退会は、所定の用紙を持って会長に届け出ることとする。

(除名)

第12条

会員にして次の行為をなしたるものは役員会の議を経て除名させることが出来る。但し、本人に弁明の機会が与えられる。

- (1) 本連盟の規約および決議に違反したとき。
- (2) 本連盟の名誉を汚したとき。

(捕捉)

第13条

本規約に定めなき事項については、役員会にて定める。

(附則)

本規約は平成27年9月12日より施行する。

奈良県理学療法士連盟入会申込書

奈良県理学療法士連盟 会長 殿

平成 年 月 日

私は、奈良県理学療法士連盟に入会したいので、年会費を添えて、申し込みます。

※ 私の個人情報が貴連盟の事業および活動に使用されることを承諾します。

フリガナ				生年 昭和 年 月 日 月日 平成		
氏名	男女			日		
公益社団法人日本理学療法士協会 会員番号						
自宅	住所	〒 -				
	電話	- -	FAX	- -		
	E-Mail					
勤務先	フリガナ					
	勤務先・所属					
	所在地	〒 -				
	電話	- -	FAX	- -		
	E-Mail					

文字は楷書ではっきりとご記入ください。

自宅を会員の住所とし、郵送物は原則として自宅に送付します。

E-mailには奈良県理学療法士連盟からのお知らせ等が配信されます。

入会者の個人情報は、奈良県理学療法士連盟の事業および活動以外には使用しません。

《 事務局確認欄 》

平成 年 月 日

会長	会計責任者	事務局長



平成28年

(公社)奈良県理学療法士協会 主な開催行事



開催日時	行事内容
4月17日(日)	地域包括ケアシステム アドバンスコース研修会開催
4月27日(水)	平成28年度診療報酬改定に関する情報交換会
4月23日(土)	第1回定例理事会
5月21日(土)	第23回定期総会 第2回定例(拡大)理事会
5月25日(水)～ 6月15日(水)	なら新人研修システム講習会 「呼吸器リハビリテーション」コース開催
6月12日(日)	第1回スポーツメディカルサポート委員会勉強会開催 テーマ：「スポーツ理学療法」 「奈良県におけるトレーナー活動の実際」 第1回新人教育プログラムセミナー開催 新入会員歓迎会
6月19日(日)	第26回奈良県理学療法士学会開催 「理学療法の治療戦略 ～治療の組み立て方～」
6月25日(土)	第1回役員会
7月10日(日)	第2回スポーツメディカルサポート委員会勉強会開催 テーマ：「足関節について」 「足関節捻挫と骨折について」
7月15日(金)	第1回介護予防・地域包括ケア推進リーダー研修開催
7月20日(水)～ 8月24日(水)	なら新人研修システム講習会 「循環器リハビリテーション」コース開催
7月23日(土)	第3回定例理事会
7月31日(日)	奈良整形外科リハビリテーション勉強会開催 「大腿骨頸部骨折の理学療法」
8月7日(日)	第3回スポーツメディカルサポート委員会勉強会開催 テーマ：「テーピング」 「足関節捻挫と骨折について」
8月21日(日)	理学療法士講習会(基礎編)開催 「エビデンスに基づく脳卒中理学療法評価と治療」
9月17日(土)～ 10月19日(水)	なら新人研修システム講習会開催 「装具・車椅子」コース開催
9月3日(土)	第2回役員会
9月4日(日)	第2回新人教育プログラムセミナー開催
9月9日(金)	介護保険部情報交換会 「事例を通じて、参加への取り組みとリハマネジメントを考える」
9月11日(日)	第4回スポーツメディカルサポート委員会勉強会開催 テーマ：「肩関節の理学療法」 「肩関節について」
9月24日(土)	第1回研修会開催 「膝関節障害の捉え方 - 運動学・運動力学的視点からの展開 -」
9月25日(日)	地域包括ケア推進リーダー研修開催
10月2日(日)	第5回スポーツメディカルサポート委員会勉強会開催 テーマ：「肘関節(野球肘)について」 「野球肘検診について」
10月13日(木)～ 11月17日(木)	なら新人研修システム講習会 「脳卒中リハビリテーション」コース開催
10月22日(土)	第4回定例理事会
10月28日(金)	第1回南和ブロック症例検討会開催

11月4日(金)	PT・OT・STボーリング大会開催
11月11日(金)	第1回中和ブロック症例検討会開催
11月13日(日)	第6回スポーツメディカルサポート委員会勉強会開催 テーマ：「奈良県ならマラソン報告」 「奈良県ならマラソン講習会」
11月12日(土)～ 13日(日)	奈良整形外科リハビリテーション勉強会開催 「整形外科理学療法の基礎と実践 -保存療法と術後理学療法-」
11月13日(日)	理学療法フェスタ・第24回公開講座開催 「肺の健康を考えてみよう！」
11月18日(金)	第1回北和ブロック症例検討会開催
11月19日(土)～ 11月20日(日)	第7回3士会合同訪問リハビリテーション実務者研修会開催
11月25日(金)	第2回北和ブロック症例検討会開催
11月27日(日)	橿原RUN×2マラソン参加
12月3日(土)	第3回役員会
12月3日(土)～ 12月4日(日)	なら新人研修システム講習会 「訪問リハビリテーション」コース開催
12月4日(日)	第3回新人教育プログラムセミナー開催 第7回スポーツメディカルサポート委員会勉強会開催 テーマ：「奈良県のスポーツについて」 「野球肘検診について」
12月11日(日)	奈良マラソン2016 メディカルサポート参加
12月18日(日)	シーティングセミナー 「食事場面に着目した評価と姿勢調整アプローチ」
1月14日(土)	新年会開催 平成28年度第1回協会指定管理者研修会(初級)開催
1月15日(日)	第5回定例(拡大)理事会
1月21日(土)～ 2月4日(土)	なら新人研修システム講習会 「運動器リハビリテーション」コース開催
2月5日(日)	第5回介護予防推進セミナー開催 第4回新人教育プログラムセミナー開催
2月11日(土)	理学療法士講習会(基礎編理論、応用編)開催 「吸引の基本と実際(人工呼吸器を用いて)」
2月12日(日)	第2回研修会開催 「脳卒中後片麻痺患者における歩行再建へのアプローチ -歩行のバイオメカニクスと装具、ロボット-」 第8回スポーツメディカルサポート委員会勉強会開催 テーマ：「膝関節について」 「膝関節(半月板損傷、ACL)について」
2月19日(日)	介護予防推進リーダー導入研修開催
2月25日(土)	第6回定例理事会
3月10日(金)	第2回介護予防・地域包括ケア推進リーダー研修開催
3月12日(日)	第9回スポーツメディカルサポート委員会勉強会開催 テーマ：「スポーツ理学療法概論」 「奈良県でのスポーツリハ 地域活動について」
3月13日(月)	健康増進・疾病予防・障害予防勉強会開催 「フランスにおけるエルゴノミーの実践」
3月25日(土)	第4回役員会
3月31日(金)	「奈良理学療法学」(9)発行

協会員の活動紹介



「なら訪問リハビリテーション研究会の紹介」

訪問看護ステーションかしの木

堀 義範

はじめに

皆さん、こんにちは。なら訪問リハビリテーション研究会で事務局を担当させて頂いています訪問看護ステーションかしの木の堀と申します。この度、当会の活動紹介の機会を与えて下さり、本当にありがとうございます。

この機会を通じて、当会の存在や活動をご存知でない方に1人でも多く知って頂き、当会の趣旨や活動に賛同下さる方には是非ご参加頂き、一緒に活動できれば嬉しいです。

当研究会の設立経緯と活動について

当会は平成24年5月に県内在勤で訪問リハビリテーションに従事する有志のPTやOT、ST数名を実行委員として会設立の話し合いの場が持たれ、約半年の準備期間を経て以下の設立趣旨のもと、同年10月に第1回親睦会を企画開催し活動を開始致しました。

設立目的

奈良県内の訪問リハ従事者間の連携・資質向上と訪問リハサービスの充実を図る。

活動方針

- ① 従事者間の情報交換を目的とした「会員間のメーリングリスト」の作成と運用
- ② 会員間での情報交換会の開催
- ③ 訪問リハビリテーションに関する研修会・報告会の開催

初年度（平成24年度）は「会員増員と会員間ネットワークの構築」に重きを置き、懇親会や新年会を企画実施し顔の見える関係づくりを進めました。会員間のネットワーク構築ツールであるメーリングリストでは、当会の定期勉強会の案内告知をはじめ、奈良県PT・OT・ST3士会や外部他団体の研修会案内、会員間の疑問や質問、厚生労働省や奈良県・各下市町村の制度通達やローカルルール、訪問リハ関連の書籍や雑誌の紹介またテレビやニュースといったメディア情報など様々な情報が会員間で双方向にやりとりされ、情報発信と情報共有に活用されています。



記念すべきスタート（第1回親睦会）



平成 25 年度からはネットワーク構築の為の親睦会（暑気払い懇親会や新年会）に加えて、新たに会員間の事業所巡りと題して、主に会員の所属施設を研修会場としてお借りし事業所紹介や外部講師を招聘しての研修会の企画などをしました。

急変時対応の実技研修（第 8 回勉強会） 平成 26 年度は県外から訪問リハに精通している外部講師を招聘し、フィジカルアセスメントの実技研修を新たな試みとして企画し、参加者からも大変好評を得ました。

平成 27 年度は在宅医療を担う訪問看護師さんに登壇頂き、多職種連携が叫ばれる中、訪問看護師さんの視点から連携や協働、職種間での役割、視点の共有について大変貴重な話をして頂きました。

当研究会の活動実績について

平成 24 年度活動実績		
H24/10/19 第 1 回親睦会	デイサービスティエール	19 事業所 総数 30 名 (PT 20 名 OT 9 名 ST 1 名)
	① なら訪問リハビリテーション研究会の体制と今後の活動方針について 西大和リハビリテーション病院 作業療法士 安井 教史 ② 参加者の自己・事業所紹介、名刺交換等 ③ 参加者相互において名刺交換や情報交換・歓談等	
H25/ 2/ 5 第 2 回親睦会	会場：奈良市内	17 事業所 総数 29 名 (PT 18 名 OT 11 名 ST 0 名)

平成 25 年度活動実績		
H25/ 6/14 第 1 回勉強会	医療法人医誠会 権原リハビリテーション病院	26 事業所 総数 61 名 (PT 39 名 OT 20 名 ST 2 名)
	① 平成 25 年度なら訪問リハビリテーション研究会計画概要の説明 西大和リハビリテーション病院 作業療法士 安井 教史 ② 事業所紹介：権原医誠会訪問看護ステーション 権原医誠会訪問看護ステーション 作業療法士 谷村 賢司 ③ 第 4 回訪問リハビリテーション地域リーダー育成会議参加報告 権原医誠会訪問看護ステーション 作業療法士 谷村 賢司	
	医療法人悠明会 介護老人保健施設ウエルケア悠	
H25/ 8/23 第 2 回勉強会	① 事業所紹介：介護老人保健施設 ウェルケア悠	19 事業所 総数 34 名 (PT 16 名 OT 18 名 ST 0 名)
	② 学会参加報告：日本訪問リハビリテーション協会 第 2 回学術大会 in 松本 訪問看護ステーションかしの木 理学療法士 堀 義範 ③ アイスブレイク：参加施設による名刺交換会を中心に情報交換・交流等	
	H25/ 9/ 6 暑気払い懇親会	会場：奈良市内開催
H25/10/18 第 3 回勉強会	医療法人新仁会 奈良春日病院	14 事業所 総数 16 名 (PT 14 名 OT 18 名 ST 0 名)
	① 事業所紹介：奈良春日病院訪問看護ステーションこまどり 訪問看護ステーションこまどり 作業療法士 藤本 沙織 ② 小児訪問リハビリテーションについて アイデルリハビリ訪問看護ステーション 作業療法士 吉川 景一郎 ③ グループワーク（利用者獲得に向けての各事業所の取り組みや工夫について）	
	医療法人悠明会 介護老人保健施設ウエルケア悠	
H26/ 3/11 第 4 回勉強会	フレンド郡山研修センター	17 事業所 総数 33 名 (PT 14 名 OT 18 名 ST 0 名)
	① 事業所紹介：エール訪問看護リハビリステーション エール訪問看護リハビリステーション 理学療法士 上田 浩司 ② 研修会参加報告：日本訪問リハ協会主催 現場リーダー研修会（2/8・9 大阪開催） 松下病院訪問リハビリテーション 理学療法士 宮重 有貴 ③ 参加者相互の情報交換や研究会事務連絡	

平成 26 年度活動実績		
H26/ 5/ 23 親睦会	会場：大和郡山市内開催	
H26/ 6/20 第 5 回勉強会	医療法人悠明会 介護老人保健施設ウェルケア悠 フレンド郡山研修センター	11 事業所 総数 18 名 (PT 12 名 OT 6 名 ST 0 名)
	① 事業所紹介：リハビリ訪問看護ステーションルビナス リハビリ訪問看護ステーションルビナス 理学療法士 吉田 信也 ② 研究会参加報告 訪問リハビリテーション地域リーダー会議 参加報告 (5/16~17 於 東京) 西大和リハビリテーション病院 作業療法士 安井 敦史 訪問リハビリテーションフォーラム 2014 参加報告 (5/18 於 東京) 訪問看護ステーションかしの木 理学療法士 堀 義範	
H26/ 8/22 第 6 回勉強会	医療法人匠誠会 橿原リハビリテーション病院	21 事業所 総数 43 名 (PT 24 名 OT 18 名 Ns 1 名)
	『訪問リハビリテーションにおける渉外活動について』 アクティブ訪問看護ステーション 代表取締役 阪東 祐一郎先生 (作業療法士)	
H26/ 9/19 暑気払い懇親会	会場：橿原市内開催	
H26/10/24 第 7 回勉強会	医療法人鴻池会 秋津鴻池病院 研修棟 2 階	13 事業所 総数 20 名 (PT 11 名 OT 8 名 ST 1 名)
	① 事業所紹介：介護老人保健施設鴻池荘 介護老人保健施設鴻池荘 理学療法士 堀田 修秀 ② 奈良県下各市町村における訪問リハと通所リハ利用に関する情報交換	
H27/ 1/16 新年会	会場：奈良市内開催	11 事業所 総数 18 名 (PT 9 名 OT 9 名 ST 0 名)
H27/ 3/15 第 8 回勉強会	医療法人鴻池会 秋津鴻池病院 研修棟 2 階	11 事業所 総数 14 名 (PT 10 名 OT 4 名 ST 0 名)
	『訪問リハビリ現場で役立つフィジカルアセスメントと急変時の対応 (実演)』 住まいと介護研究所 所長 谷口 昌宏先生 (理学療法士)	

平成 27 年度活動実績		
H27/ 6/26 第 9 回勉強会	エール訪問看護リハビリステーション	16 事業所 総数 37 名 (PT 24 名 OT 13 名 ST 0 名)
	『訪問看護と訪問リハとの連携や各職種間での役割、視点の共有について』 エール訪問看護リハビリステーション 所長 榎本 清美 氏 (訪問看護認定看護師)	
H26/ 10/2 暑気払い懇親会	会場：橿原市内開催	
H27/10/23 第 10 回勉強会	医療法人悠明会 介護老人保健施設ウェルケア悠	
	① 事業所紹介：訪問看護ステーションたいむ 訪問看護ステーションたいむ 理学療法士 吉田 信也 ② 地域包括ケア概論と奈良県下における現状と課題について ムーディー訪問看護ステーション 作業療法士 安井 敦史	

平成 28 年度活動実績		
H28/ 5/29 第 11 回勉強会	奈良県社会福祉総合センター 5 階研修室 C	16 事業所 総数 25 名 (PT 14 名 OT 10 名 ST 1 名)
	『認知症セミナー -認知症の基本や評価から支援方法・療法師の役割について-』 森之宮医療大学 教授 横井 賢津志 先生 (作業療法士)	
H28/ 9/2 暑気払い懇親会	会場：橿原市内開催	



暑気払いや新年会などの懇親会は会員間交流で楽しく♪



事業所紹介で地域連携の大切さを説明中☆

当研究会の課題と今後について

これまで当会は訪問リハビリテーションに特化して従事者間のネットワーク構築や研修機会の創出を中心に活動を続けてきました。

また皆さんご存知の通り地域包括ケアシステムが推し進められる中、今後は地域ケア会議の開催、新しい総合事業への移行、地域リハビリテーション支援活動事業など地域・行政でのリハビリ専門職の活用が喫緊の課題となってきております。

これからの当会としての展開や在り方としては、「訪問」だけではなく「地域」で働くリハビリテーション専門職（通所介護や通所リハなどの通所系サービスや回復期病棟、介護老人保健施設などの入所系サービス）と多職種が一同に参加できる「なら地域リハビリテーション研究会（仮称）」「なら在宅リハビリテーション研究会（仮称）」などへ発展していくことも必要かと考えています。

当研究会へのアクセスについて

[なら訪問リハビリテーション研究会](#)

検索

CLICK!



今回紹介をご覧になり、当会に興味を持って下さった方は是非ホームページよりアクセス下さい。



院所・施設紹介



社会福祉法人一会 介護老人保健施設ローズ

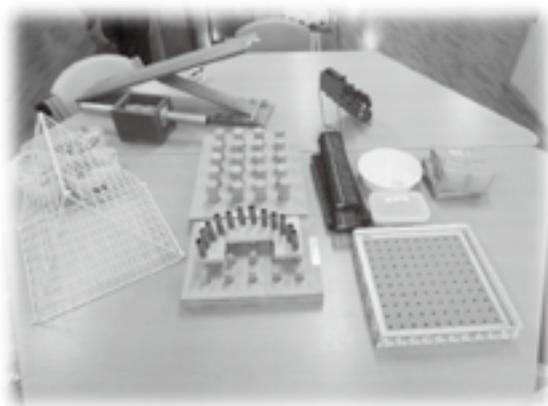
リハビリテーション科 阪野栄一

県士会の皆さま、こんにちは。今回は私の勤める介護老人保健施設ローズの紹介をさせていただきます。

介護老人保健施設ローズは、奈良県五條市二見に位置し、今年で開設14年を迎えました。入所定員数100名、通所リハビリテーション20名です。

リハビリテーション科のスタッフは現在、常勤、非常勤を合わせてセラピスト（PT、OT、ST）9名、鍼灸師1名です。

当施設通所リハビリテーションは、2017年10月に、個別リハビリ中心の内容から、より個々に合わせたリハビリテーションを提供できるように、サービス内容を刷新しましたので紹介させていただきます。



セラピストによる個別リハビリに加え、様々な自主トレーニングを組み合わせ実施しています。自主トレーニングには、パワーリハビリテーション、アクティビティ、パソコン、リラクゼーションなどがあります。自主トレーニングでは、セラピスト付き添いのもと、利用者個人に適した運動強度・時間を設定し、運動方法のアドバイスを行うことで、無理なくより効果的かつ安全に運動できるようにしております。当施設では、身体機能ソフト（てんとう虫テスト）を使用し、ご本人様や居宅介護支援事業所の方々に身体能力の把握してもらうようにしています。

また生活の中での楽しみを感じて頂く一貫として、1か月の中で1週間は、調理、遊びを取り入れたサービスを提供しています。その中で、手作りおやつや集団体操をはじめ、工作・ぬり絵・習字等の様々なジャンルに取り組み、作る楽しみや創造する喜びを感じていただき、日常生活での意欲向上につなげていくこと目的に実施しています。

法人理念である「心豊かな日々を過ごしていただけるように、最高の福祉を提供できるよう努力します」をモットーに、今度とも地域密着型の通所リハビリテーションを目指します。そしてご家族の介護負担を軽くし、末永く在宅生活を送れるよう支援していきます。



(通所リハビリテーションスタッフ)

平成28年度受賞者紹介



受賞者紹介

ここでは平成27年度に（公社）日本理学療法士協会から、平成28年度に（公社）奈良県理学療法士協会から表彰された受賞者を紹介し、改めてその栄誉を称えます。

平成27年度（公社）日本理学療法士協会

学術奨励賞 学会長賞



竹内 雄一 会員



学術奨励賞 新人賞



田口 尚寛 会員

(公社) 奈良県理学療法士協会

定 款



公益社団法人奈良県理学療法士協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人奈良県理学療法士協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県香芝市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、理学療法士の職業倫理の高揚を図るとともに、理学療法の学術及び技能の向上を推進し、もって県民の医療・保健・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 理学療法を通じて、県民の医療・保健・福祉の増進に寄与するための事業
- (2) 理学療法士の職業倫理の高揚並びに学術及び技術の向上に関する事業
- (3) 理学療法士の教育機関に協力し、理学療法士の資質向上に寄与する事業
- (4) 理学療法に関する会誌その他の刊行物の発行及び調査研究に寄与する事業
- (5) 内外の関連団体との連絡及び協力に関する事業
- (6) 理学療法士の社会的地位の向上及び相互福祉に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、奈良県内において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法第2条第3項に規定する理学療法士で、この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 理学療法士以外で、この法人の目的に賛同し、この法人に対し育成・援助を図る個人又は団体であって理事会の承認を得たもの
- (3) 名誉会員 この法人に多大の功績があった者で、理事会の推薦を受け、総会の承認を得たもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会が定めるところによる入会申込みをし、その承認を得なければならない。

(経費の負担)

第8条 正会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

3 名誉会員は、会費の納入を免除する。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、かつ、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 理学療法士の免許を取り消されたとき。

(2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(3) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

(4) 総正会員が同意したとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定により退会し、除名され、又はその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

第3章 総会

(総会の構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(総会の権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 会費の金額
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の種別及び開催)

第15条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 前項の定時総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。
- 3 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に、理事会の決議に基づき、開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、前条第4項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、少なくとも総会の日から1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、総会の日から2週間前までに通知を発しなければならない。

ならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(総会の決議)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会における書面決議等)

第21条 総会に出席しない正会員は、代理権を証明する書面をこの法人に提出することにより、他の正会員を代理人として議決権を行使することができ、また、理事会において総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使できることとするときは、あらかじめ通知された事項について、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上10名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。
 - 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、同項の副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 4 前2項の業務執行に係る権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 5 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員に対する報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員に対する報酬等及び費用に関する規程による。

第5章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 総会の日時、場所、目的である事項等の決定

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費

- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類を定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を

算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第41条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第7章 事務局

(設置等)

- 第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置くことができる。
 - 3 事務局長及びその他の職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する

法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事（会長）は尾崎文彦、業務執行理事（副会長）は石橋睦仁及び増田崇とする。

公益社団法人奈良県理学療法士協会定款細則

(総則)

第1条 この細則は、公益社団法人奈良県理学療法士協会定款に基づき、定款施行の円滑運用のため定める。

(運営の基本に関する項)

第2条 この法人が行う事業及び活動については組織図に基づき、原則として上位役職者の指示もしくは承認を得て実施し、常にその責任の所在を明らかにしておくものとする。

(会員に関する項)

第3条 この法人の定款第6条第1項第1号に規定する正会員は、公益社団法人日本理学療法士協会に所属するものとする。

2 入会・退会及び異動の手続きは、この法人所定の用紙をもってすべて理事会に提出するものとする。

3 正会員は、特別の事情がある場合、本人の申し出により、1年を単位として休会することができる。なお、休会事由が消滅した際は、速やかに復会しなければならない。

(会費に関する項)

第4条 この法人の正会員の会費は、年額10,000円とする。会費納入期限は原則として5月31日とする。

2 賛助会員の会費は、年額20,000円とする。

3 名誉会員の会費は、免除する。

(役員等に関する項)

第5条 局・部及び委員会は理事会の決議を経て設置する。

2 局長は、理事会の任命により局を運営する。

3 部長は、理事会の任命により部を運営する。部員は部長が選任し、会長が委嘱する。

4 委員長は、会長の任命により委員会を運営する。委員は、委員長が選任し、会長が委嘱する。

第6条 理事は部長又は部員を兼任することはできない。ただし委員の兼任は妨げない。

第7条 部の担当する職務分担については、分掌規程に定める。

第8条 部長及び委員の任期については、定款第27条を準用する。

(理事会に関する項)

第9条 理事会は原則として年6回以上開催する。

(諮問機関に関する項)

第10条 この法人に会長又は理事会の諮問機関として、表彰審査委員会、その他の諮問委員会を置くことができる。

第11条 諮問委員会の委員長は理事会で決め、委員は委員長の推薦とする。なお、任期は、審査諮問に要する期間とする。

第12条 会長は、諮問の内容を具体的に示して、委員会の審議・審査等に便宜を与えなければならない。また、委員会は時期を逸しないよう審議・審査等をすみやかに行わなければならない。

(資産管理に関する項)

第13条 この法人の定款第37条の資産管理の方法は総務部で立案し、総会の決議を経て、財務部で行う。

(財務に関する項)

第14条 備品台帳には、購入価格100,000円以上のものを記載するものとする。

第15条 この法人の正会員が行動するための運賃、宿泊料など、旅費に関する経費の算定および支出は、役員の報酬等及び費用に関する規程に定めるところに従うものとする。

(表彰に関する項)

第16条 会員の表彰について、その種類や基準等については表彰規程に定める。

(慶弔に関する項)

第17条 この法人の慶弔に関しては、次による。

- (1) 会員又はその配偶者が死亡した場合、弔慰金にて表意する。
- (2) 会長が認めた場合、弔・祝電など適切な慶弔行為ができる。
- (3) 本項は、会員又は家族などの通知により、適用するものとする。

(細則の改廃に関する項)

第18条 この細則の変更は、理事会の決議を経て、総会で承認を受けることとする。

附則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(公社) 奈良県理学療法士協会
規定および申し合わせ事項



規 程

分 掌 規 程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の局・部・委員会の業務分掌については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 事務局長は以下を統括する。

1) 総務部

- ① 定款・定款細則及び諸規程の運用に関する事
- ② 本会の登記に関する事
- ③ 公文書・報告書などの発送・受領及び管理に関する事
- ④ 本会及び関係業種の刊行物の管理に関する事
- ⑤ 総会の準備・運営及び議事録などの作成・管理に関する事
- ⑥ 理事会の準備・運営及び議事録などの作成・管理に関する事
- ⑦ 奈良県への活動報告に関する事
- ⑧ 事務所及び資産の管理に関する事
- ⑨ 活動記録・資料の管理に関する事
- ⑩ 慶弔に関する事
- ⑪ その他

2) 会員管理部

- ① 会員管理に関する事
- ② 会員・役員の名簿の作成・保管に関する事
- ③ 連絡網の管理・運営に関する事
- ④ その他

3) 財務部

- ① 予算・決算に関する事
- ② 会費徴収に関する事
- ③ 事業支出・事業収入に関する事
- ④ 流動資産の管理に関する事
- ⑤ 什器備品の管理に関する事
- ⑥ 固定資産の管理に関する事
- ⑦ その他

4) 福利厚生部

- ① 相互扶助事業に関する事
- ② 傷害保険に関する事
- ③ その他

3. 学術局長は以下を統括する。

1) 研修部

- ① 学術研修会の企画・運営に関する事
- ② その他

2) 生涯学習部

- ① 公益社団法人日本理学療法士協会生涯学習システムに関する事
- ② その他

3) 学術誌部

- ① 学術誌の企画・編集及び発行に関する事
- ② その他

4. 社会局長は以下を統括する。

1) 医療保険部

- ① 医療保険に関する情報収集及び会員への情報提供に関する事
- ② その他

2) 介護保険部

- ① 介護保険に関する情報収集及び会員への情報提供に関する事
- ② その他

3) 社会福祉部

- ① 社会福祉制度に関する情報収集及び会員への情報提供に関する事
- ② その他

4) 理学療法啓発部

- ① 理学療法の啓発に関する事
- ② 理学療法週間関連事業の企画・運営に関する事
- ③ その他

5. 広報局長は以下を統括する。

1) 会誌部

- ① 会誌の企画・編集及び発行に関する事
- ② その他

2) ニュース編集部

- ① ニュースの企画・編集及び発行に関する事
- ② その他

- 3) ホームページ管理部
 - ① ホームページの作成・更新及び維持管理に関すること
 - ② その他
6. 委員会は、それぞれ以下の事業を分掌する。
 - 1) 選挙管理委員会
 - ① 理事・監事の選出に関すること
 - ② その他
 - 2) 奈良県理学療法士学会準備委員会
 - ① 奈良県理学療法士学会の企画・運営に関すること
 - ② 表彰規程に基づいた審議と表彰審査委員会への推薦に関すること
 - ③ その他
 - 3) 公開講座準備委員会
 - ① 公開講座の企画・運営に関すること
 - ② その他
 - 4) 表彰審査委員会
 - ① 表彰審査に関すること
 - ② 表彰式の企画・運営に関すること
 - ③ その他
 - 5) 新人研修委員会
 - ① 新人研修システムの企画・運営に関すること
 - ② その他
 - 6) 専門領域勉強会管理委員会
 - ① 専門領域勉強会の管理に関すること
 - ② その他
 - 7) ブロック活動推進委員会
 - ① ブロック活動に関すること
 - ② 地区別症例検討会の企画・運営に関すること
 - ③ その他
 - 8) 理学療法士講習会準備委員会
 - ① 理学療法士講習会の企画・運営に関すること
 - ② その他
 - 9) 公益法人化推進委員会
 - ① 公益社団法人への移行に関すること
 - ② その他

7. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

会計規程

1. 総則

- 1) 公益社団法人奈良県理学療法士協会の会計に関する事項は定款に定めのある場合のほか、この規程を適用する。
- 2) 会計処理の原則、及び手続きは平成 20 年公益法人会計基準を準拠することとする。
- 3) 収入・支出は予算に基づいて行なわれ、総会の承認を得て、これを執行する。
- 4) 事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
- 5) 収支予算書は当該年度の始まる以前に作成しなければならない。ただし、当該年度中において、これを変更することはできる。
- 6) 収入とは会費、事業収入、寄付金、資産から生じる収入及び他の収入をいう。
- 7) 支出は業務遂行上必要な経費をいう。
- 8) 予測しがたい予算の不足に当てるため予備費を設けなければならない。

2. 予算

- 1) 予算は各部の事業計画案に従い立案し、調整及び編成は理事会において行う。
- 2) 会長は予算案を理事会の承認を経て総会に提出しなければならない。
- 3) 予算は、定款の定める目的以外にこれを使用することができない。

3. 決算

- 1) 収支計算書は毎会計年度終了後に作成して総会の承認を得なければならない。
- 2) 決算は予算と同一区分により作成し、且つこれに下記の事項を明らかにしなければならない。
 - ① 収支計算書
 - ② 正味財産増減計算書
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 財産目録
 - ⑤ 附属明細書

4. 金銭出納

- 1) 金銭の出納・保管においては出納責任者をおくものとする。
- 2) 金融機関との取引を開始、または廃止する時は会長の承認を得なければならない。
- 3) 出納責任者は日々の現金支払いにあてるため手許現金をおくことができる。
- 4) 下記の経費は概算払いをすることができる。
 - ① 旅費交通費

②前渡し金

③支出をしなければ調達困難な物件の購入費

5. 固定資産

この規程において、固定資産とは法人が有する資産のうち流動資産以外の資産で、次に掲げるものをいう。

①基本財産

基本財産として定めた有価証券、定期預金等

②特定資産

記念事業積立資産

事務所開設・運営積立資産

備品購入引当資産

③その他の固定資産

什器備品等

6. 勘定科目

収支計算書における勘定科目は別に定める。

7. 会計帳簿

会計帳簿として次にあげるものを備えなければならない。

①主要簿

仕訳帳

総勘定元帳

②補助簿

現金出納帳

預金出納帳

収支予算の管理に必要な帳簿

固定資産台帳

基本財産明細帳

会費明細帳

指定正味財産明細帳

③備品は、備品台帳に登録しなければならない。

8. 書類の保存

1) 公益法人の財務諸表、会計帳簿、収支予算書、収支計算書は、最低5年間保存するものとする。

2) 保存期間終了後に会計関係書類を処分する時は理事会に承認を得なければならない。

9. 附則

- 1) この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

総会議事運営規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の総会の議事運営については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 議事運営

- 1) 総務部は総会を円滑且つ公正に運営する。
- 2) 総務部は、議長より指示された議事運営に関することを補佐する。
- 3) 総務部は、会議中の会員の入退室を管理しなければならない。

3. 進行

- 1) 議長決定までの進行は会長が指名したものが当たる。
- 2) 議長解任後の進行は会長が指名したものが当たる。

4. 議長の選出

- 1) 議長は正議長1名とする。
- 2) 選出方法は正会員より立候補を募り、承認を得る。立候補者が多数の場合は挙手による多数決により選出する。立候補者がいないときは、理事会で推薦し、承認を得る。

5. 議長

- 1) 議長は、議事の整理や会議の統括を行い、議場の秩序を保持するものとする。
- 2) 議長は、指示に従わない者を発言停止や議場退席させることができる。
- 3) 議長は総会の承認を得て、議事を記録するために2名の書記を任命するものとする。
- 4) 議長は、討論の前に質疑を行わなければならない。討論は反対者、賛成者の順で交互に発言させるようにつとめなければならない。

- 5) 議長は、総会終了後、速やかに書記を解任するものとする。
6. 定足数
 - 1) 進行者は出席者が定足数に達したとき、総会の成立を宣言する。
 - 2) 委任状を提出したものは出席したものとみなす。
7. 委任状
委任状の締め切りは、総会開始前までとする。
8. 討議
 - 1) 討議には質疑と討論があり、最初に質疑をしなければならない。
 - 2) 発言者は議長の許可を得なければならない。
 - 3) 発言者は発言に先立ち、所属と氏名を述べなければならない。
9. 採決
 - 1) 採決を行うときは、議長はその議決をしようとする議案の内容と採決方法を明確に告げ、採決を行う。その際、条件をつけることはできない。
 - 2) 採決の順序は、議長がこれを決め、原案に最も遠い修正案より先に採決する。修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。
 - 3) 採決は次の方法の一つとする。
(1) 拍手 (2) 挙手 (3) 起立 (4) 無記名投票 (5) 記名投票
 - 4) 総会の議事は、定款で別に定められた場合を除き、出席構成員の過半数同意をもって決し、可否同数の場合、議長の決するところによる。
 - 5) 出席構成員とは、本人出席会員である。ただし、議長は除く。
 - 6) あらかじめ通知されていない議案については、委任状は表決の対象とならない。よって、採決時の出席構成員は本人出席会員のみである。
 - 7) 採決を挙手及び起立で行う場合、最初に出席者を数えてから、賛成の決をとり、可否を決定する。
 - 8) 採決を行った場合、議長はその結果を宣言しなければならない。
10. 選挙
選挙役員については、別に定めるところによる。
11. 附則
 - 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
 - 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する

選挙規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の選挙については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 目的

定款第 23 条に基づき、役員立候補に関する事項をこの規程に定める。

3. 選挙管理委員

- 1) 選挙管理委員は、総会において正会員の中よりこれを 3 名選出する。定員を超えた場合には、抽選により決定する。理事は選挙管理委員を兼ねることができない。
- 2) 選挙管理委員は、選挙管理委員会を構成し、当該選挙に伴う一切の責任を負う。
- 3) 選挙管理委員の互選により、選挙管理委員長 1 名を選出する。
- 4) 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を統轄し、選挙管理委員に欠員が生じた場合にはこれを正会員の中から選任し、補充する。
- 5) 選挙管理委員が当該の選挙に立候補し、又は推薦者になろうとするときは、選挙管理委員を辞任する。
- 6) 選挙管理委員の任期は、2 年とする。

4. 選挙の公示

選挙管理委員会は、投票日の 60 日以前に選挙すべき役員の定員を公示し、立候補を受け付けなければならない。立候補届出の締切日は、投票日の 30 日以前とする(郵送による立候補届出の当日消印は有効とする)。

5. 立候補

理事及び監事の選挙は、正会員の自由意志、又は推薦により立候補できる。推薦の場合、3 名以上の推薦を必要とし、本人の同意を得て推薦者の代表が文書をもって届出るものとする。

6. 選挙人

選挙人は、選挙が行われる日において、正会員として登録されている者とする。

7. 選挙の方法

- 1) 選挙は、無記名投票により行う。
- 2) 投票用紙は、選挙管理委員会が定める用紙を用い、定数を超えて投票したものは無効とする。
- 3) 投票場の開閉時間は、選挙管理委員会が公示する。

- 4) 有効投票は、投票総数の3分の2以上を必要とする。
- 5) 単記投票の場合は、有効投票の過半数に達したものにより当選を決め、過半数に達しない場合は、上位2名で決選投票を行う。
- 6) 得票が同数の場合は、抽選により当選者を決める。
- 7) 候補者が定数又はそれ以下の場合は、無投票当選とする。
- 8) 立候補者が定員に満たないときは、理事会において補充の候補者を推薦し、総会の承認を得る。

8. 選出の方法

役員の選出は、次により行う。

- 1) 理事は、定員内連記投票により選出する。
- 2) 監事は、定員内連記投票により選出する。

9. 選挙活動

候補者は、下記要項で宣伝を行うことができる。

- 1) 候補者、推薦者代表の氏名及び立候補の趣旨(400字以内)の告示のみとする。告示は、選挙管理委員より文書をもって通知する。
- 2) 候補者は、他の候補者の推薦をしてはならない。

10. 当選者の辞任又は辞退

当選者が当選の日から任期開始後60日以降に死亡、退会、若しくは正当の事由で辞任又は辞退したときは、理事会に置いて補欠選挙の有無を決める。

11. 開票立会人

開票に際しては、立会人2名を置かなければならない。立会人は、各候補の推薦する者の中から、くじで定めた者を選挙管理委員会が選任する。

12. 投票管理者及び補助者

- 1) 選挙管理委員会は、正会員の中から投票管理者ならびにその補助者を選任し、投票所毎に投票管理者1名、補助者若干名を配置する。
- 2) 投票管理者及び補助者は、当該投票所における投票に関する事務を担当する。

13. 投票立会人

- 1) 選挙管理委員会は、正会員の中から投票立会人を選任し、投票所毎に2～5名を配置する。
- 2) 投票立会人は、常時2以上で当該投票所における投票の公正を期す。

14. 実施要項の制定と周知

上記各項の他、選挙の実施に関する要項については、選挙管理委員会がこれを定め、理事会の承認を得たのち、正会員にその内容を周知する。

15. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

表彰規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の表彰については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 主旨

本規程は、本会会員として公益社団法人奈良県理学療法士協会活動・学術活動、理学療法、その他の領域において多大な功績のあった者を、奈良県理学療法士協会特別賞（以下 特別賞）、奈良県理学療法士協会 学術奨励賞（以下 学術奨励賞）、奈良県理学療法士協会 功労賞（以下 功労賞）、の名において表彰する。

3. 表彰審査委員会

定款細則10条により表彰審査委員会を設置する。

4. 表彰者の選定と決定

表彰者の選定は、表彰審査委員会の議を経て行い、理事会において決定する。

5. 表彰の方法と公表

表彰は表彰状及び副賞を総会・奈良県理学療法士学会・式典・その他の場で授与し、ニュース・その他に掲載することをもって公表する。

6. 推薦基準

1) 特別賞

推薦基準その他については、「特別賞申し合わせ事項」として別に定める。

2) 学術奨励賞

推薦基準その他については、「学術奨励賞申し合わせ事項」として別に定める。

3) 功労賞

推薦基準その他については、「功労賞申し合わせ事項」として別に定める。

7. 制度の運用

表彰制度の運用主体は表彰審査委員会であり、推薦方法及び選定・授与・公表・その他の表彰に関する事項について、本委員会が関係専門部及び関係委員会と連絡・

協議して行うものとする。

8. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

名 誉 会 員 規 程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の名誉会員については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 資格

名誉会員は定款第6条第1項3号の規程に基づき定める。

3. 選任基準

名誉会員の推薦

- ①名誉会員の推薦は多年にわたり本会に在籍し、理学療法の進歩と発展に顕著な功績が認められた65歳以上の正会員の中から定款第6条第1項3号の規程に基づき理事会で推薦をうけ、総会で承認を得たものとする。
- ②本会の充実と発展のために多大の貢献が認められた学識経験者等を定款第6条第1項3号規程に基づき理事会で推薦をうけ、総会で承認を得たものとする。

4. 待遇

名誉会員に対する待遇

- ①名誉会員に推薦されたものは、入会の手続きを要せず本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。
- ②名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
- ③名誉会員は、本会が主催する学会・研修会・懇親会などすべての行事及び本会刊行物などを無料とする。
- ④名誉会員は、本人の申し出及び著しく本会の名誉を損なわない限り、会員の資格を失わない。

5. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。

- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

賛助会員規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の賛助会員については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 賛助会員の資格

公益社団法人奈良県理学療法士協会定款第6条に定める賛助者をもって賛助会員とする。

3. 本会と賛助会員の関係

- 1) 本会は賛助会員に対し常に接し相互の発展に寄与できるよう会員にその事業概要を周知させ協力する。
- 2) 本会と賛助会員は相互に密接な連携をとり理学療法の普及と進歩に寄与する。

4. 賛助会員の会費

- 1) 会費は年額20,000円とする。
- 2) 会費の納入は原則として、その年度の12月末日までとする。
尚、年度途中の入会においてもその年度の全額の会費を納入する。
- 3) 本会は納入された賛助会費を予算に計上する。
- 4) 正当な理由なくして会費を1年以上納入しないときは退会したものとみなされる。

5. 賛助会員に対する優遇

- 1) リハビリテーション医療に関する設備、機器等の開発、改良、情報収集等について本会の協力を持つことができる。
- 2) リハビリテーション機器に関する研究開発、改良並びに情報収集等について発表の機会を持つことができる。
- 3) 本会の主催する会合、研修会等で展示設備のある場合に商品展示することができる。その費用は賛助会員負担とする。
- 4) 会員と同様に本会発行刊行物等を送付する。
- 5) 本会の発行するニュース、名簿に住所、電話番号、営業所、営業品目等を掲載する。

6) 賛助会員はニュースに広告を優遇し掲載することができる。

6. 附則

1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

事務所運営規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の事務所の管理・運営については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 管理運営

事務所の管理・運営は総務部で行う。

3. 事務所の使用手続

1) 会員は本会事業運営に関わる会議等のため、事務所を使用することができる。

2) 事務所の使用にあたっては役員又は部長・委員長が使用責任者になるものとする。

3) 事務所使用の申し込みは本会役員メーリングリスト上で行い、事務局長が許可をする。

4) 鍵の受け渡し調整等は責任者が行うものとする。

5) 事務所使用にあたっては、その日時、目的、使用後の状況など必要事項を責任者が「事務所使用記録」に記載することとする。

4. 注意事項

1) 事務所内は禁煙とする。

2) ゴミは必ず使用者が持ち帰るものとする。

3) 事務所使用に際しては近隣住民の迷惑とならないようにする。

4) 事務所使用後は清掃し、元の状態に戻しておく。

5. 附則

1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

役員に対する報酬等及び費用に関する規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の報酬等及び費用については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 目的

定款第 29 条に基づき、役員に対する報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

3. 用語の意義

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

①役員とは、理事及び監事をいう。

②報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

③費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

4. 報酬等の支給

役員は、無報酬とする。

5. 費用

この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

6. 公表

この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

7. 附則

1) この規程を改廃する場合は、総会の承認を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

会費規程

1. 目的

定款第8条に基づき、会員の会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 会費

- (1) この法人の正会員の会費は、年額 10,000 円とする。
- (2) この法人の賛助会員の会費は、年額 20,000 円とする。
- (3) この法人の名誉会員の会費は、免除する。

3. 会費の使途

会費は、毎事業年度における合計額の 50%以上を、当該年度の公益目的事業に使用する。

4. 納入期限

会費納入期限は、原則として、毎年5月31日とする。

5. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、総会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

特定費用準備資金等取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人奈良県理学療法士協会（以下「この法人」という。）の特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。

- (1) 特定費用準備資金 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。
- (2) 特定資産取得・改良資金 認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。
- (3) 特定費用準備資金等 上記(1)及び(2)を総称する。

(原則)

第3条 この規程による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

第2章 特定費用準備資金

(特定費用準備資金の保有)

第4条 この法人は、特定費用準備資金を保有することができる。

(特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き)

第5条 この法人が、前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、会長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、事業ごとに、承認するものとする。

- (1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

(特定費用準備資金の管理・取崩し等)

第6条 前条の特定費用準備資金には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

第3章 特定資産取得・改良資金

(特定資産取得・改良資金の保有)

第7条 この法人は、特定資産取得・改良資金を保有することができる。

(特定資産取得・改良資金の保有に係る理事会承認手続き)

第8条 この法人が、前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、会長は、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得又は改良等（以下「資産取得等」という。）の予定時期、資産取得等に必要最低額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、資産ごとに、承認するものとする。

- (1) その資金の目的である資産を取得し、又は改良することが見込まれること。
- (2) その資金の目的である資産取得等に必要最低額が合理的に算定されていること。

(特定資産取得・改良資金の管理・取崩し等)

第9条 前条の特定資産取得・改良資金については、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資産取得・改良資金を含む）と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資金については、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、資産取得等に必要最低額及び積立期間の変更についても同様とする。

第4章 公表及び経理処理

(特定費用準備資金等の公表)

第10条 特定費用準備資金等の公表について、資金の取崩しに係る手続き並びに特定費用準備資金については積立限度額及びその算定根拠を、特定資産取得・改良資金については資産取得等に必要最低額及びその算定根拠を、定款第38条第1項による事務所における書類の備置き及び同条第2項による閲覧を行う。

(特定費用準備資金等の経理処理)

第11条 特定費用準備資金については、公益認定法施行規則第18条第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項に基づき、経理処理を行う。

2 特定資産取得・改良資金については、公益認定法施行規則第22条第3項の準用規定に基づき、経理処理を行う。

第5章 雑則

(法令等の読替え)

第12条 この規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第14条 この規程の実施に必要な細則は、会長が定めるものとする。

附則

この規程は、平成28年2月14日より施行する。(平成28年2月13日理事会議決)

申し合わせ事項

財務部申し合わせ事項

1. 事業年度は定款第5条により、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。
当該年度においては、その年度の収入支出とするが公共料金等一部が翌年度の会計となることもある。
2. 前渡金
 - 1) 事業を行なう際、前渡金として、その予算を事前に概算払いすることがある。
 - 2) 前渡金が準備を含めて次年度にまたがる事業費については当年度の決算とし、決算額との差額（残金、欠損）については次年度についての会計とする。
3. 会議費、旅費及び食費について
 - 1) 旅費等はこの法人の正会員が、この法人の命を受けて、その対外的用務を遂行するために行動する場合に限り、算定を行い支給するものとする。これ以外の部員及び委員等の活動に伴い発生する費用については、会議費（一部員につき会議参加回数×1,000円以下・役員には支払われない）に含めるものとする。
 - 2) 正会員が対外的用務として出張する場合、旅費、交通費、参加費は実費を支給する。
 - 3) 必要に応じて宿泊する場合、実費（1泊につき上限15,000円）を支給する。
 - 4) 前項以外に、旅費支給が必要な場合、理事会で決定する。
 - 5) 出張について、昼食費は上限1,500円、夕食費は上限2,000円を実費にて支給する。
 - 6) 理事会等の出席者には会議費として1会議ごとに時給1,000円以下を支給する。ただし、役員には支払われない。
 拡大理事会参加者には上記の会議費と同額を支払う。
 - 7) 各部・委員会の会議時に使用される茶菓子等の費用は、部員数×500円以下を支払う。
4. 再入会について
「会費未納者による退会者」が再入会する場合。奈良士会、他士会に関わらずに、以下の条件で会費を納入するものとする。
 - 1) 未納会費（2年分相当：本会の当年度会費2倍）の納入。
 - 2) 協会入会金と本会当年度会費の納入。

県学会申し合わせ事項

本会定款第3条（目的）第4条（事業）」にもとづき、奈良県理学療法士学会を年1回開催する。

- 1) 本事業をおこなうため、本会定款細則5条により奈良県学会準備委員会を置く。
- 2) 学会長は学会開催の前年度において、学術局長が推薦し理事会で承認する。
- 3) 会長は学会長を委嘱状により委嘱する。
- 4) 学会長は準備委員長を指名し、理事会に報告する。
- 5) 学会長は準備委員長および準備委員を、委嘱状により委嘱する。
- 6) 学会の準備・運営は、学会長・準備委員長をはじめとする奈良県学会準備委員会が担当する。
- 7) 学会準備委員会には学術局長・学術局員も参加でき、意見を述べることができる
- 8) 当該年度の準備委員会は学会終了後、次年度の準備委員会に対して、準備・運営に関する意見・申し送り事項を伝達する。
- 9) 奈良県学会の長期方針の検討や、助言・援助については学術局が担当する。

特別賞申し合わせ事項

1. 目的

本事項は、本会会員として学術的活動を通して、理学療法およびその関連領域において多大な貢献のあった者を、特別賞の名において会員表彰する。

2. 名目

特別賞・その他の各賞を設ける。

3. 推薦

- 1) 推薦は公募にて行う。
- 2) 推薦者は日本理学療法士協会在籍5年以上の本会会員3名以上とし、推薦状を表彰審査委員会に提出する。
- 3) 推薦の方法その他については、「表彰審査委員会」の定めるところにより行う。

4. 推薦基準

学術奨励賞 会長賞の基準を満たし、かつ本会入会後に修めた学術業績に対して協会等から表彰を受けた者、あるいはその学術的活動を通して理学療法およびその関連領域の発展に多大な貢献があったと判断される者。

5. 表彰者の選定

表彰者の選定は、「表彰規程 4」の定めるところにより行う。

6. 表彰の方法

表彰は、「表彰規程 5」の定めるところにより行う。

7. 制度の運用

本制度の運用については、「表彰規程 7」の定めるところにより行う。

学術奨励賞申し合わせ事項

1. 目的

本事項は、本会会員の学術的資質向上を奨励する目的で設けるものとする。

2. 名目

学術奨励賞に、奈良県理学療法士協会 会長賞（以下 会長賞）・奈良県理学療法士学会 学会長賞（以下 学会長賞）・奈良県理学療法士学会 新人賞（以下 新人賞）その他の各賞を設ける。

3. 推薦

- 1) 推薦は、会長・学術局長・当該年度の県学会長および準備委員長・その他による合議制および公募により行う。ただし、公募の場合自薦他薦は問わないが、推薦者は2名以上とする（自薦の場合においても本人を含め2名以上とする）。
- 2) 推薦の方法その他については、「表彰審査委員会」の定めるところにより行う。

4. 推薦基準

- 1) 会長賞：本会在籍期間5年程度以上の会員を対象とし、全国規模以上の学会における筆頭演者としての発表を1ポイント、学術雑誌等への筆頭報告による論文発表を3ポイントとしたポイント（以下P）制で、過去5年以内に3P以上の業績を修めた者（ただし、教育・研究施設会員においては7ポイント以上の業績を修めた者）。
- 2) 学会長賞：県学会の発表において、すぐれた研究発表であると判断できる者。
- 3) 新人賞：県学会において、卒後3年以内の対象者がすぐれた発表を行ったと判断できる者。

5. 表彰者の選定

表彰者の選定は、「表彰規程 4」の定めるところにより行う。

6. 表彰の方法

表彰は、「表彰規程 5」の定めるところにより行う。

7. 制度の運用

本制度の運用については、「表彰規程 7」の定めるところにより行う。

功労賞申し合わせ事項

1. 目的

本事項は、本会会員として奈良県理学療法士協会活動において多大な功績のあった者を、功労賞の名において会員表彰する。

2. 名目

功労賞・その他の各賞を設ける。

3. 推薦

1) 推薦は公募にて行う。

2) 推薦者は会員2名以上とし、推薦状を表彰審査委員会に提出する。

3) 推薦の方法その他については、「表彰審査委員会」の定めるところにより行う。

4. 推薦基準

1) 功労賞の表彰対象は、表彰当日現在50歳以上の会員であり、物故者も含む。

2) 原則として奈良県理学療法士協会に通算20年以上在籍している者。

3) 本会活動に貢献し、他の会員の模範であると認められる者。

4) 原則として将来も継続してその業務を遂行する者。

5. 表彰者の選定

表彰者の選定は、「表彰規程 4」の定めるところにより行う。

6. 表彰の方法

表彰は、「表彰規程 5」の定めるところにより行う。

7. 制度の運用

本制度の運用については、「表彰規程 7」の定めるところにより行う。

専門領域委員会申し合わせ事項

1. 目的

(公社)奈良県理学療法士協会(奈良士協会)会員が中心になって勉強会活動を定期的に行うことにより、参加者間の情報交換や学術的知識・技術の向上を図る。

2. 奈良県理学療法士協会専門領域委員会(委員会)

1) 委員

委員は奈良士協会会員とし、若干名の委員で委員会を構成する。

2) 委員会の役割

①奈良県理学療法士協会専門領域勉強会(勉強会)の登録審査

②勉強会の活動内容の確認

③勉強会活動の支援:公文書発行手続き、会場の紹介など

④勉強会運営上の課題の検討

3. 奈良県理学療法士協会専門領域勉強会（勉強会）

1) 名称

各勉強会は「奈良県理学療法士協会専門領域勉強会〇〇勉強会」と称する。

2) 活動

各勉強会は、それぞれの目的に基づいて活動を行う。活動の形式、頻度、時間などは各勉強会の裁量に任される。可能であれば、勉強会会員以外の理学療法士等を対象とした勉強会（研修会）を年1回以上開催することが望ましい。

3) 登録

各勉強会は、奈良県理学療法士協会専門領域委員会（委員会）に登録する。

4) 報告

各勉強会は、年度末に以下の報告書を提出する。

①年間の活動報告

②年度末時点でのメンバーの名簿

4. 勉強会の登録と変更

1) 登録の流れ

登録申請書を委員会に提出⇒委員会にて検討・登録決定⇒委員会より理事会に報告

2) 登録基準

①勉強会メンバーは最低2名（代表者、副代表者）以上とする。

②勉強会メンバーの半数以上が奈良士協会会員であることが望ましい。

③営利目的の勉強会でないこと

3) 変更届

登録内容に変更が生じた場合は、変更届を委員会に提出する

5. 研修会開催の手続き

概要について下記に示し、詳細については別途定める。

1) 勉強会単独で実施する場合

勉強会の裁量で行い、奈良士協会は関与しない。

2) 勉強会主催の研修会を奈良士協会が後援する場合

①事前に計画書を委員会へ提出し、奈良士協会へ後援を依頼する。

②事前に勉強会会員以外にも奈良士協会ホームページにより広報する。文書による広報は問わない。

③委員会へ報告書を提出する。

④奈良士協会は、勉強会に対して金銭的な援助はしない。

3) 奈良士協会と勉強会が研修会を共催する場合

- ①日本理学療法士協会（日本士協会）の履修ポイント取得が可能な研修会とする。
- ②奈良士協会の予算案作成までに委員会へ年度計画を提出する。
- ③事前に計画書を委員会へ提出し、日本士協会へ研修会の登録をする。
- ④事前に勉強会会員以外にも、奈良士協会ホームページおよび文書（士協会ニュース等）により広報する。
- ⑤日本士協会へ受講者および講師のポイント申請を行い、委員会へ報告書を提出する。
- ⑥奈良士協会は、勉強会に一定額の負担金を負う。
- ⑦講師料及び受講費は奈良士協会の規定に従う。

6. 予算

- 1) 奈良士協会と勉強会が研修会を共催する時、奈良士協会は一定額を負担する。この時の会費、講師料は、研修部主催の研修会の会費に準じて委員会にて指定する。なお、奈良士協会の負担金は理事会の議を経て決定される。
- 2) 勉強会個別の活動および奈良士協会後援で開催される研修会に必要な経費の負担は基本的に行わない。各勉強会から要望が出た場合、その都度委員会にて検討する。

7. 勉強会の広報

- 1) 委員会は各勉強会を士協会ニュース、奈良士協会ホームページを通じて勉強会会員以外にも広報する。
- 2) 奈良士協会と勉強会が研修会を共催する場合は、奈良士協会ホームページおよび士協会ニュースまたは文書により勉強会会員以外にも案内する。

8. 勉強会に関わる履修ポイントの扱いについて

勉強会における履修ポイントは専門理学療法士制度（第6、7報）に従って対応する

ブロック活動申し合わせ事項

1. 目的

公益社団法人奈良県理学療法士協会を地域により分割することにより、より狭い地域連絡、連携の強化を図りながら会員同士の交流を深め、全県規模では対応が難しいきめ細かな活動を行うことを目的とする。

2. ブロックの分割

北和ブロック：奈良市、生駒市、添上郡、山辺郡

中和ブロック：大和郡山市、天理市、香芝市、生駒郡、北葛城郡、磯城郡

南和ブロック：桜井市、橿原市、大和高田市、葛城市、御所市、宇陀市、五條市、宇陀郡、高市郡、吉野郡

3. ブロックの活動

ブロック活動の目的を達成するため、各ブロックでは次の活動を行う。

- 1) ブロック別新人症例検討会の開催
- 2) ブロック内での情報の収集、提供
- 3) ブロック内での学術的研修活動
- 4) ブロック内の会員の親睦を深めるための福利厚生活動

ブロックの活動は、奈良県理学療法士協会に不利益とならない範囲で自主性に任されることが望ましい。

4. ブロックの運営

各ブロックの運営は、ブロック世話人を中心に行う。

ブロック世話人：ブロック毎に互選により3～5名の世話人を選出する。

世話人は、異なる施設から選ばれること、病院勤務の会員に限らず、介護保険分野、教育分野など、各方面から広く選ばれることが望ましい。また、状況に応じて他のブロックの世話人となる事も可能とする。

ブロック代表世話人：ブロック世話人の中から互選によりブロック代表世話人を選出する。

ブロック代表世話人は、ブロック世話人と協議の上、年間計画を作成し、基本的に年間計画に従い活動を実行する。

5. 奈良県理学療法士協会ブロック活動推進委員会（委員会）

1) 委員

ブロック世話人など若干名の奈良理学療法士協会会員により委員会を構成する。

2) 委員会の役割

- (1) ブロック間の連絡、調整
- (2) ブロック活動に関する懸案の検討
- (3) 各ブロック予算の取りまとめ

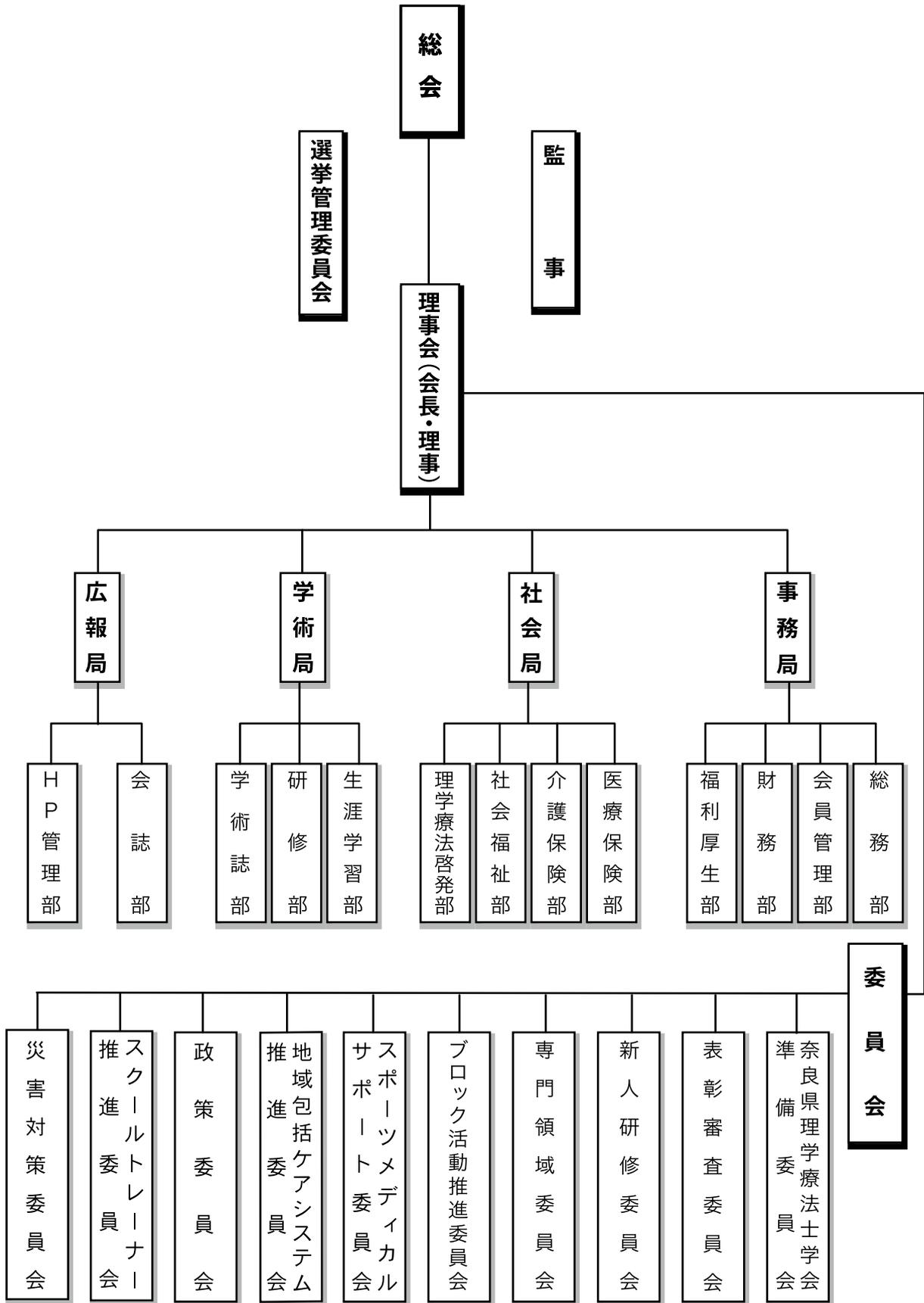
6. 予算

ブロック毎に年間計画に基づき年間予算を立案し、委員会に提出する。委員会では提出された予算を取りまとめ、委員会の予算として奈良県理学療法士協会に提出する。

(公社) 奈良県理学療法士協会
組 織 図



(公社)奈良県理学療法士協会組織



(公社) 奈良県理学療法士協会
施設一覧名簿



平成 28 年度奈良県理学療法士協会

施設一覽

平成 29 年 3 月 31 日 現在

公益社団法人奈良県理学療法士協会事務局

〒631-0846 奈良県奈良市平松1-30-1
地方独立行政法人奈良県病院機構
奈良県総合医療センター リハビリテーション部
電話 0742-46-6001
FAX 0742-46-6011
事務局長 増田 崇 (事務局長直通電話 090-3261-3125)
ホームページ <http://www.sl.inets.jp/~nara-pt/>
メールアドレス nara-pt@gaia.eonet.ne.jp

ブロック別 五十音順・施設名・所属部署・郵便番号・住所・電話番号・FAX 番号

(北和ブロック：奈良市、生駒市、添上郡、山辺郡)

いこいの家訪問看護ステーション

〒630-0243 奈良県生駒市俵口町 814-1 ハイネス生駒 302
TEL 0743-70-8300

生駒市デイサービスセンター長楽 在宅介護課

〒630-0101 奈良県生駒市高山町 7287-1
TEL 0743-78-6210 FAX 0743-78-6185

生駒市立病院 リハビリテーション科

〒630-0213 奈良県生駒市東生駒 1-6-2
TEL 0743-72-1111

大倭病院 理学診療科

〒631-0042 奈良県奈良市大倭町 5-5
TEL 0742-48-1515 FAX 0742-48-1533

おかたに病院 リハビリテーション科

〒630-8141 奈良県奈良市南京終町 1-25-1
TEL 0742-63-7700 FAX 0742-63-7701

介護老人保健施設秋篠 リハビリテーション部

〒631-0811 奈良県奈良市秋篠町 1432-1
TEL 0742-53-3001 FAX 0742-53-3002

- 介護老人保健施設 アップル学園前**
 〒 631-0003 奈良県奈良市中登美ヶ丘 4-3
 TEL 0742-51-2200 FAX 0742-51-2201
- 介護老人保健施設 グランファミリア リハビリテーション科**
 〒 630-0201 奈良県生駒市小明町 1130-111
 TEL 0743-75-0013 FAX 0743-75-0014
- 介護老人保健施設 佐保の里 リハビリテーション部**
 〒 630-8145 奈良県奈良市八条 5-437-8
 TEL 0742-30-6662 FAX 0742-30-6661
- 介護老人保健施設 サンライフ奈良**
 〒 630-8304 奈良県奈良市南肘塚町 205-1
 TEL 0742-22-1177 FAX 0742-22-1178
- 介護老人保健施設 やすらぎの杜 優楽**
 〒 630-0223 奈良県生駒市小瀬町 324-2
 TEL 0743-76-3300 FAX 0743-76-3404
- 介護老人保健施設 ロイヤルフェニックス**
 〒 630-8041 奈良県奈良市六条町 99-2
 TEL 0742-35-1313 FAX 0742-35-1311
- (株)ヒューマンリハ**
 〒 630-0264 奈良県生駒市西菜畑町 1791-5
 TEL 0743-73-1421 FAX 0743-73-1421
- 関西学研医療福祉学院 理学療法学科**
 〒 631-0805 奈良県奈良市右京 1-1-5
 TEL 0742-72-0600 FAX 0742-72-0635
- 喜多野診療所 訪問リハビリテーション**
 〒 630-8237 奈良県奈良市中筋町 15
 TEL 0742-22-6120 FAX 0742-22-6120
- Kiyo リハビリ PROS**
 〒 631-0054 奈良県奈良市石木町 845-1
 TEL 0742-45-2620 FAX 0742-45-2623
- 近畿大学医学部奈良病院 リハビリテーション部**
 〒 630-0293 奈良県生駒市乙田町 1248-1
 TEL 0743-77-0880 FAX 0743-77-0901
- 倉病院 リハビリテーション科**
 〒 630-0256 奈良県生駒市本町 1-7
 TEL 0743-73-4888 FAX 0743-74-2624
- こうあん診療所 リハビリテーション科**
 〒 630-8013 奈良県奈良市三条大路 1-1-90 奈良セントラルビル 1F
 TEL 0742-32-0510 FAX 0742-32-0515

国立病院機構奈良医療センター リハビリテーション科
〒630-8053 奈良県奈良市七条 2-789
TEL 0742-45-4591 FAX 0742-48-3512

済生会奈良病院 理学療法室
〒630-8145 奈良県奈良市八条 4-643
TEL 0742-36-1881 FAX 0742-36-1880

済生会奈良病院 スポーツリハビリテーション部
〒630-8145 奈良県奈良市八条 4-643
TEL 0742-36-1881 FAX 0742-36-1880

さくらい悟良整形外科クリニック リハビリテーション科
〒631-0022 奈良県奈良市鶴舞西町 1-16 マツヨシビル 2 階
TEL 0742-81-9711 FAX 0742-81-9722

沢井病院 リハビリテーション科
〒630-8258 奈良県奈良市船橋町 8
TEL 0742-23-3086 FAX 0742-23-2805

白庭病院 リハビリテーション科
〒630-0136 奈良県生駒市白庭台 6-10-1
TEL 0743-70-0022 FAX 0743-70-0023

市立奈良病院 リハビリテーション室
〒630-8305 奈良県奈良市東紀寺町 1-50-1
TEL 0742-24-1251 FAX 0742-22-2478

高の原中央病院 リハビリテーション科
〒631-0805 奈良県奈良市右京 1-3-3
TEL 0742-71-1030 FAX 0742-71-7005

たなかクリニック 訪問部
〒636-0933 奈良県生駒郡平群町下垣内 124 番地
TEL 0745-44-9841 FAX 0745-45-1916

谷掛整形外科診療所
〒630-8441 奈良県奈良市神殿町 644-1
TEL 0742-62-7577 FAX 0742-62-8261

都祁すずらん苑
〒632-0246 奈良県奈良市都祁友田町 1437 番地
TEL 0743-82-2822

東大寺福祉療育病院 リハビリテーション部
〒630-8211 奈良県奈良市雑司町 406-1
TEL 0742-27-6733 FAX 0742-23-0198

登美ヶ丘リハビリテーション病院 リハビリテーション部
〒631-0003 奈良県奈良市中登美ヶ丘 6-12-2
TEL 0742-45-6800 FAX 0742-45-6801

奈良春日病院 〒630-8425	リハビリテーション科 奈良県奈良市鹿野園町 1212-1	TEL 0742-24-4771	FAX 0742-27-5873
奈良県総合医療センター 〒631-0846	リハビリテーション部 奈良県奈良市平松 1-30-1	TEL 0742-46-6001	FAX 0742-46-6011
奈良小南病院 〒630-8145	リハビリテーション科 奈良県奈良市八条 5-437-8	TEL 0742-30-6668	FAX 0742-30-6661
奈良市保健所 〒630-8580	健康増進課 奈良県奈良市二条大路南 1-1-1	TEL 0742-34-5129	FAX 0742-34-3145
奈良西部病院 〒631-0061	奈良県奈良市三碓町 2143-1	TEL 0742-51-8700	FAX 0742-51-8500
奈良学園大学 〒631-8524	保健医療学部 奈良県奈良市中登美ヶ丘 3 丁目 15-1	TEL 0742-95-9800	FAX 0742-95-9850
奈良東九条病院 〒630-8144	リハビリテーション科 奈良県奈良市東九条町 752	TEL 0742-61-1118	FAX 0742-62-8707
奈良リハビリテーション専門学校 〒630-0213	理学療法学科 奈良県生駒市東生駒 1-77-3	TEL 0743-73-9861	FAX 0743-73-9862
奈良リハビリテーション病院 〒631-0054	リハビリテーション科 奈良県奈良市石木町 800	TEL 0742-93-7854	
西奈良中央病院 〒631-0022	リハビリテーション科 奈良県奈良市鶴舞西町 1-15	TEL 0742-43-3333	FAX 0742-43-8607
西の京病院 〒630-8041	リハビリテーション科 奈良県奈良市六条町 102-1	TEL 0742-35-1195	FAX 0742-35-1160
西の京訪問看護ステーションかがやき 〒630-8041	奈良県奈良市六条町 99-2	TEL 0742-35-1123	FAX 0742-35-1311
阪奈中央病院 〒630-0243	リハビリテーション科 奈良県生駒市俵口町 741	TEL 0743-74-8660	FAX 0743-74-8690

東生駒病院 リハビリテーション科
 〒 630-0212 奈良県生駒市辻町 4-1
 TEL 0743-75-0011 FAX 0743-74-7293

藤村病院 リハビリテーション科
 〒 639-1160 奈良県大和郡山市北郡山町 104-3
 TEL 0743-53-2001

訪問看護ステーションポシブル飛鳥
 〒 630-8211 奈良県奈良市雑司町 368-2
 TEL 0742-25-2355 FAX 0742-25-2350

訪問看護ステーションひまわり生駒
 〒 630-0213 奈良県生駒市東生駒 1 丁目 509
 TEL 0743-85-7228

訪問看護ステーションひまわり奈良
 〒 631-0801 奈良県奈良市左京 4-6-4
 TEL 0742-70-3555 FAX 0742-70-3550

松倉病院 理学療法室
 〒 630-8314 奈良県奈良市川之上突抜町 15
 TEL 0742-26-6941 FAX 0742-26-2000

やました医院
 〒 630-0135 奈良県生駒市南田原町 1039
 TEL 0743-71-8234 FAX 0743-71-8233

吉田病院 リハビリテーション科
 〒 631-0818 奈良県奈良市西大寺赤田町 1-7-1
 TEL 0742-45-4601 FAX 0742-45-5959

リハビリ特化型デイサービス エリクシール
 〒 630-0131 奈良県生駒市上町 4137
 TEL 0743-70-0070 FAX 0743-70-0078

リハビリ訪問看護ステーションルピナス
 〒 630-8115 奈良県奈良市大宮町 4-275-1 森村第 3 ビル 201
 TEL 0742-30-6585 FAX 0742-30-6586

(中和ブロック：大和郡山市、天理市、香芝市、生駒郡、北葛城郡、磯城郡)

池田整形外科 リハビリテーション科
〒636-0316 奈良県磯城郡田原本町室町213
TEL 0744-33-1566 FAX 0744-33-6877

石崎整形外科・内科 通所リハビリテーション
〒636-0123 奈良県生駒郡斑鳩町興留5丁目10番28号
TEL 0745-75-5258

エール訪問看護リハビリステーション
〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代373-1
TEL 0744-46-9651 FAX 0744-46-9652

介護老人保健施設ウエルケア悠 リハビリテーション部
〒639-1028 奈良県大和郡山市田中町728番地
TEL 0743-55-0210

介護老人保健施設オークピア鹿芝 リハビリテーション室
〒639-0252 奈良県香芝市穴虫885-1
TEL 0745-71-3588 FAX 0745-78-2356

介護老人保健施設かぐやの里 リハビリテーション課
〒635-0823 奈良県北葛城郡広陵町三吉1799-1
TEL 0745-58-2223 FAX 0745-58-2224

介護老人保健施設グランディまきば リハビリテーション部
〒639-0214 奈良県北葛城郡上牧町上牧899-7
TEL 0745-76-3450 FAX 0745-76-3422

介護老人保健施設幸寿苑 リハビリテーション部
〒639-1016 奈良県大和郡山市城南町2-13
TEL 0743-54-5011 FAX 0743-54-5021

奈良ベテルホーム 事務課医療技術係
〒636-0071 奈良県北葛城郡河合町高塚台1-8-1
TEL 0745-33-2222 FAX 0745-33-2223

介護老人保健施設もののみの郷 機能訓練室
〒636-0831 奈良県生駒郡三郷町信貴山東4-10
TEL 0745-34-0701 FAX 0745-34-0715

介護老人保健施設ピュアネス藍
〒639-1136 奈良県大和郡山市本庄町1-5
TEL 0743-56-8001 FAX 0743-56-9076

介護老人保健施設ユートピアゆり
〒639-0214 奈良県北葛城郡上牧町上牧薬師山4244
TEL 0745-43-6273

介護老人保健施設若草園

〒 639-1062 奈良県生駒郡安堵町岡崎 58
TEL 0743-57-5535 FAX 0743-57-5536

香芝旭ヶ丘病院

〒 639-0265 奈良県香芝市上中 839
TEL 0745-77-8101 FAX 0745-78-4588

香芝生喜病院

〒 639-0252 奈良県香芝市穴虫 3300-3
TEL 0745-71-3113

片桐民主診療所

〒 639-1054 デイケア
奈良県大和郡山市新町 305-92
TEL 0743-53-7550 FAX 0743-53-7901

(株) THYME

〒 639-1042 訪問看護ステーションたいむ
奈良県大和郡山市小泉町 2733-2
TEL 0743-85-6776 FAX 0743-87-9299

畿央大学健康科学部

〒 635-0832 理学療法学科
奈良県北葛城郡広陵町馬見中 4-2-2
TEL 0745-54-1601 FAX 0745-54-1600

畿央大学大学院

〒 635-0832 健康科学研究科
奈良県北葛城郡広陵町馬見中 4-2-2
TEL 0745-54-1601

恵王病院

〒 636-0002 奈良県北葛城郡王寺町王寺 2-10-18
TEL 0745-72-3101 FAX 0745-32-8146

郡山青藍病院

〒 639-1136 リハビリテーション室
奈良県大和郡山市本庄町 1-1
TEL 0743-56-8000 FAX 0743-59-0022

国保中央病院

〒 636-0302 リハビリテーション室
奈良県磯城郡田原本町宮古 404-1
TEL 0744-32-8800 FAX 0744-32-8811

高井病院

〒 632-0006 リハビリテーション室
奈良県天理市蔵之庄町 470-8
TEL 0743-65-0372 FAX 0743-65-5616

河合診療所

〒 636-0054 訪問リハビリテーション
奈良県北葛城郡河合町穴闇 81-1
TEL 0745-57-0212 FAX 0745-57-1033

高宮病院

〒 632-0052 理学療法科
奈良県天理市柳本町 1102
TEL 0743-67-1605 FAX 0743-67-0323

- 田北病院** 理学療法室
〒 639-1016 奈良県大和郡山市城南町 2-13
TEL 0743-54-0112 FAX 0743-54-0118
- 通所リハビリテーションだいち**
〒 639-1115 奈良県大和郡山市横田町 708-3
TEL 0743-59-5761 FAX 0743-59-5762
- 通所リハビリテーションぬくもり**
〒 639-0231 奈良県香芝市下田西 2-7-61
TEL 0745-71-1177 FAX 0745-71-1180
- 天理よろづ相談所病院** リハビリセンター
〒 632-8552 奈良県天理市三島町 200
TEL 0743-63-5611 FAX 0743-63-1530
- 天理よろづ相談所病院白川分院** リハビリテーションセンター
〒 632-0003 奈良県天理市岩屋町 604
TEL 0743-61-0118 FAX 0743-61-0203
- 特別養護老人ホームあすなら苑** 安心ケアシステム
〒 639-1126 奈良県大和郡山市宮堂町 160-7
TEL 0743-57-1165
- 特別養護老人ホーム福住光明苑** リハビリテーション科
〒 632-0122 奈良県天理市福住町 6328 番地
TEL 0743-68-6500 FAX 0743-68-6501
- 奈良県西和医療センター** リハビリテーション部
〒 636-0802 奈良県生駒郡三郷町三室 1-14-16
TEL 0745-32-0505 FAX 0745-32-0517
- 奈良県総合リハビリテーションセンター**
〒 636-0393 奈良県磯城郡田原本町多 722
TEL 0744-32-0200 FAX 0744-32-0208
- 奈良県立総合リハビリテーションセンター**
〒 636-0345 奈良県磯城郡田原本町大字多 722
TEL 0744-32-0200
- 奈良厚生会病院** リハビリテーション科
〒 639-1039 奈良県大和郡山市椎木町 769-3
TEL 0743-56-5678 FAX 0743-56-8555
- JCHO 大和郡山病院** リハビリテーション科
〒 639-1013 奈良県大和郡山市朝日町 1-62
TEL 0743-53-1111 FAX 0743-55-2252
- 奈良東病院** リハビリテーション科
〒 632-0001 奈良県天理市中之庄町 470
TEL 0743-65-1771 FAX 0743-65-4157

- 奈良友誼会病院** リハビリテーション科
 〒 639-0212 奈良県北葛城郡上牧町服部台 5-2-1
 TEL 0745-78-3588 FAX 0745-76-8156
- 西大和リハビリテーション病院** リハビリテーション科
 〒 639-0218 奈良県北葛城郡上牧町ささゆり台 2-2
 TEL 0745-71-6688 FAX 0745-71-1111
- 白鳳短期大学** 総合人間学科リハビリテーション学専攻
 〒 636-0011 奈良県北葛城郡王寺町葛下 1-7-17
 TEL 0745-32-7890 FAX 0745-32-7870
- 服部記念病院** リハビリテーション科
 〒 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町上牧 4244
 TEL 0745-77-1333 FAX 0745-77-1340
- ひろ整形外科クリニック** リハビリテーション科
 〒 639-0266 奈良県香芝市旭ヶ丘 2-30-1
 TEL 0745-51-5888 FAX 0745-70-5885
- 宮城医院** リハビリテーション科
 〒 632-0034 奈良県天理市丹波市町 302
 TEL 0743-63-1114
- 大和園デイサービスセンター広陵温泉**
 〒 635-0823 奈良県北葛城郡広陵町三吉 173 番 -1
 TEL 0745-55-1126
- やわらぎクリニック** リハビリテーション科
 〒 636-0822 奈良県生駒郡三郷町立野南 2-8-12
 TEL 0745-31-6611 FAX 0745-31-6622
- 有料老人ホームエリシオン真美ヶ丘**
 〒 635-0833 奈良県北葛城郡広陵町馬見南 4-1-19
 TEL 0745-54-3540 FAX 0745-55-8503
- 平成記念病院** リハビリあ・える田原本
 〒 636-0311 奈良県磯城郡田原本町八尾 582-1
 TEL 0744-33-0222 FAX 0744-33-0211
- リハビリトゥモロー香芝**
 〒 639-0245 奈良県香芝市畑 2-812-1
 TEL 0745-78-7311 FAX 0745-78-7312

**(南和ブロック：桜井市、橿原市、大和高田市、葛城市、御所市、
宇陀市、五條市、宇陀郡、高市郡、吉野郡)**

- 秋津鴻池病院 リハビリテーション部
〒 639-2273 奈良県御所市池之内 1064
TEL 0745-63-0601 FAX 0745-62-1092
- 植田医院
〒 633-0001 奈良県桜井市三輪 496-1
TEL 0744-42-6107 FAX 0744-42-5613
- 潮田病院 リハビリテーション科
〒 639-3111 奈良県吉野郡吉野町上市 2135
TEL 0746-32-3381
- 宇陀市立病院 リハビリテーション科
〒 633-0298 奈良県宇陀市榛原区萩原 815
TEL 0745-82-0381 FAX 0745-82-0654
- 介護老人保健施設ケアステージみみなし
〒 634-0003 奈良県橿原市常盤町 158-1
TEL 0744-21-2001 FAX 0744-21-2002
- 介護老人保健施設光陽 リハビリテーション部
〒 635-0051 奈良県大和高田市根成柿 321-1
TEL 0745-53-1115 FAX 0745-53-1116
- 介護老人保健施設鷺栖の里 リハビリテーション課
〒 634-0074 奈良県橿原市四分町 85-1
TEL 0744-21-1600 FAX 0744-21-1616
- 介護老人保健施設シルバーケアまほろば 施設相談課
〒 633-0054 奈良県桜井市阿部 323
TEL 0744-46-1311
- 介護老人保健施設そよ風荘 リハビリ室
〒 638-0001 奈良県吉野郡下市町阿知賀 621-1
TEL 0747-52-2781 FAX 0747-53-2066
- 介護老人保健施設でいあほうむ吉野 機能訓練室
〒 638-0853 奈良県吉野郡大淀町矢走 666-6
TEL 0747-54-3388 FAX 0747-54-3318
- 介護老人保健施設花櫃 リハビリ室
〒 634-0828 奈良県橿原市古川町 395-1
TEL 0744-26-1371 FAX 0744-26-1372
- 介護老人保健施設まきむく草庵 リハビリテーション部
〒 633-0081 奈良県桜井市草川 58 番地
TEL 0744-45-1502 FAX 0744-45-1361

- 介護老人保健施設大和三山** リハビリテーション科
 〒 634-0012 奈良県橿原市膳夫町 477-17
 TEL 0744-23-6688
- 介護老人保健施設やまのペググリーンヒルズ** リハビリテーション部
 〒 633-0087 奈良県桜井市大豆越 104-1
 TEL 0744-45-5960 FAX 0744-45-5961
- 介護老人福祉施設友喜苑**
 〒 637-0014 奈良県五條市住川町 1165-4
 TEL 0747-26-5577 FAX 0747-26-5588
- 介護老人保健施設ルポゼまきの** リハビリテーション部
 〒 637-0077 奈良県五條市大沢町 9-8
 TEL 0747-24-0033 FAX 0747-22-7707
- 介護老人保健施設ローズ** 理学療法士
 〒 637-0071 奈良県五條市二見 5-3-64
 TEL 0747-22-5200 FAX 0747-22-5201
- 橿原市子ども総合支援センター** 子ども療育課 (かしの木園)
 〒 634-0051 奈良県橿原市白橿町 8-19-1
 TEL 0744-27-8585 FAX 0744-27-8411
- 橿原リハビリテーション病院** リハビリテーション科
 〒 634-0032 奈良県橿原市田中町 104-1
 TEL 0744-25-1251 FAX 0744-20-2071
- 共和リハビリテーション診療所** リハビリテーション科
 〒 633-0091 奈良県桜井市桜井 267-1
 TEL 0744-45-5688 FAX 0744-46-1358
- 済生会御所病院** リハビリテーション科
 〒 639-2306 奈良県御所市三室 20
 TEL 0745-62-3585 FAX 0745-63-2335
- 済生会中和病院** リハビリテーション科
 〒 633-0054 奈良県桜井市阿部 323
 TEL 0744-43-5001 FAX 0744-42-4430
- さかもとクリニック** 通所リハビリテーション
 〒 634-0004 奈良県橿原市木原町 26-1
 TEL 0744-20-2222 FAX 0744-20-2277
- 祥水園** デイサービス
 〒 637-0038 奈良県五條市野原東 6-5-37
 TEL 0747-23-0615 FAX 0747-22-8713
- 隅田クラブ訪問看護ステーション** リハビリテーション部
 〒 637-0004 奈良県五條市今井 4-1-1
 TEL 0747-26-2100 FAX 0747-26-2801

- 辻村病院**
〒 633-2221 奈良県宇陀市菟田野区松井 7-1
TEL 0745-84-2133 FAX 0745-84-2864
- 土庫病院** リハビリテーション科
〒 635-0022 奈良県大和高田市日之出町 12-3
TEL 0745-53-5471 FAX 0745-22-0517
- 中井記念病院** 理学療法科
〒 635-0051 奈良県大和高田市根成柿 151-1
TEL 0745-21-1100 FAX 0745-21-1101
- 奈良県立医科大学附属病院** 医療技術センターリハビリテーション係
〒 634-8522 奈良県橿原市四条町 840
TEL 0744-22-3051 FAX 0744-22-4121
- 奈良県立五條病院** リハビリテーション部
〒 637-8511 奈良県五條市野原西 5-2-59
TEL 0747-22-1112 FAX 0747-25-2860
- 南和病院** リハビリテーション科
〒 638-0833 奈良県吉野郡大淀町福神 1-181
TEL 0747-54-5800 FAX 0747-53-0399
- 平尾病院** リハビリテーション科
〒 634-0076 奈良県橿原市兵部町 6-28
TEL 0744-24-4700 FAX 0744-25-4672
- 平成記念病院** リハビリテーション科
〒 634-0813 奈良県橿原市四条町 827
TEL 0744-29-3300 FAX 0744-29-3311
- 平成まほろば病院** リハビリテーション科
〒 634-0074 奈良県橿原市四分町 82-1
TEL 0744-21-7200 FAX 0744-21-7222
- 訪問看護ステーションかしの木** 訪問リハビリテーション
〒 634-0004 奈良県橿原市木原町 90-3
TEL 0744-20-2299 FAX 0744-20-2550
- 訪問看護ステーションみぞら**
〒 634-0804 奈良県橿原市内膳町 4-43-6
TEL 0744-29-6671 FAX 0744-29-6672
- 南奈良総合医療センター** リハビリテーション科
〒 638-8511 奈良県吉野郡大淀町福神 8 番 1
TEL 0747-54-5000
- 大和橿原病院** リハビリテーション科
〒 634-0045 奈良県橿原市石川町 81
TEL 0744-27-1071 FAX 0744-27-4609

大和高田市立病院 リハビリテーション科
〒635-0094 奈良県大和高田市磯野北町 1-1
TEL 0745-53-2901 FAX 0745-53-2908

山の辺病院 リハビリテーション科
〒633-0081 奈良県桜井市草川 60
TEL 0744-45-1199 FAX 0744-42-1320

ゆうけいの里 デイサービス
〒634-0006 奈良県橿原市新賀町 87-1
TEL 0744-21-1221 FAX 0744-21-1557

ユーター訪問看護ステーション
〒634-0007 奈良県橿原市葛本町 220-6
TEL 0744-20-3353 FAX 0744-20-3354

吉野町立吉野病院 リハビリテーション室
〒639-3114 奈良県吉野郡吉野町丹治 130-1
TEL 0746-32-4321 FAX 0746-32-5512

吉本整形外科・外科病院 リハビリテーション部
〒635-0075 奈良県大和高田市野口 136
TEL 0745-53-3352 FAX 0745-53-3351

リハビリあ・える 訓練課
〒634-0007 奈良県橿原市葛本町 299-1
TEL 0744-21-8080 FAX 0744-21-8877

リハビリあ・える神宮前 リハビリあ・える神宮前
〒634-0074 奈良県橿原市四分町 85-1 鷺栖の里内 1 階
TEL 0744-47-3670 FAX 0744-47-3671

リハビリトゥモロー
〒635-0076 奈良県大和高田市大谷 355-2-102
TEL 0745-23-3113 FAX 0745-23-3113

リハビリ訪問看護ステーションやまと
〒634-0004 奈良県橿原市木原町 154-59
TEL 0744-24-8600 FAX 0744-24-8602

老人保健施設 ふれあい リハビリ室
〒635-0022 奈良県大和高田市日之出町 13-15
TEL 0745-23-5530 FAX 0745-23-5376

(賛助会員) 五十音順

株式会社 イカリトンボ

〒 636-0152 奈良県生駒郡斑鳩町竜田 3 丁目 2-46
TEL 0745-75-2028

株式会社 大床義肢

〒 639-1045 奈良県大和郡山市小林町西 1 丁目 4-7
TEL 0743-56-8944

株式会社 奈良義肢

〒 630-8435 奈良県奈良市西九条町 3-2-23
TEL 0742-62-7979

株式会社 富金原義肢

〒 571-0039 大阪府門真市速見町 13-17
TEL 06-6909-6528

川村義肢 株式会社

〒 574-0064 大阪府大東市御領 1-12-1
TEL 072-875-8000

有限会社 ウィンド

〒 604-0962 京都市中京区夷川通御幸町西入達磨町 588.1
TEL 075-257-8184

有限会社 関西義肢製作所

〒 571-0048 大阪府門真市新橋町 29-1
TEL 06-6908-0911

有限会社 ツザキ・ケア・ブレイス

〒 636-0347 奈良県磯城郡田原本町新木 1-141
TEL 0744-33-3678

山一 株式会社

〒 550-0001 大阪市西区土佐堀 1-4-11 金鳥土佐堀ビル 5 階
TEL 06-6447-5943

(公社) 奈良県理学療法士協会
役員・部員・委員名簿



公益社団法人奈良県理学療法士協会 平成 28 年度 役員名簿

会 長 (代表理事)	石橋 睦仁	(高の原中央病院)
副 会 長 (業務執行理事)	増田 崇	(奈良県総合医療センター)
副 会 長 (業務執行理事)	西田 宗幹	(秋津鴻池病院)
理 事	田平 一行	(畿央大学健康科学部)
理 事	松村 明子	(介護老人保健施設ロイヤルフェニックス)
理 事	廣池 裕美	(南和病院)
理 事	中村 貴信	(介護老人保健施設ウエルケア悠)
理 事	北村 哲郎	(奈良県立医科大学附属病院)
理 事	徳久 謙太郎	(西大和リハビリテーション病院)
理 事	藤田 浩之	(白鳳短期大学)
監 事	門脇 明仁	(吉田病院)
監 事	中俣 悦雄	(済生会御所病院)
(各局・各部)		
事務局長	増田 崇	(奈良県総合医療センター)
総務部	中野 昌之	(南和病院)
会員管理部	吉田 陽亮	(大和橿原病院)
財務部	布上 芳雄	(橿原市子ども総合支援センター)
福利厚生部	細川 彰子	(済生会中和病院)
社会局長	西田 宗幹	(秋津鴻池病院)
医療保険部	江村 修二	(高井病院)
介護保険部	堀 義範	(訪問看護ステーションかしの木)
社会福祉部	榮崎 彰秀	(さくらい悟良整形外科クリニック)
理学療法啓発部	岡本 敦	(天理よろづ相談所病院)
学術局長	田平 一行	(畿央大学健康科学部)
生涯学習部	中村 潤二	(西大和リハビリテーション病院)
研修部	中村 洋貴	(高井病院)
学術誌部	岡田 洋平	(畿央大学健康科学部)
広報局長	松村 明子	(介護老人保健施設ロイヤルフェニックス)
会誌部	堀口 元司	(南奈良総合医療センター)
ホームページ管理部	赤松 眞吾	(奈良リハビリテーション専門学校)
(各委員会)		
選挙管理委員会	和田 祥武	(高の原中央病院)
第 26 回奈良学会準備委員会	堀内 成浩	(奈良県西和医療センター)
	高島 正治	(東大寺福祉療育病院)
第 27 回奈良学会準備委員会	岡本 敦	(天理よろづ相談所病院)
	岩田 健二	(西奈良中央病院)
表彰審査委員会	堀口 元司	(南奈良総合医療センター)
新人研修委員会	和田 善行	(平成記念病院)
専門領域委員会	田平 一行	(畿央大学健康科学部)
ブロック活動推進委員会	藤川 和仁	(大和橿原病院)
スポーツメディカルサポート委員会	福本 貴彦	(畿央大学健康科学部)
地域包括ケアシステム推進委員会	徳久 謙太郎	(西大和リハビリテーション病院)
政策委員会	尾崎 文彦	(東大寺福祉療育病院)
スクールトレーナー推進委員会	石橋 睦仁	(高の原中央病院)

編集後記

8月に入り暑さが一段と厳しい今日この頃ですが、会員の皆様にはお変わりありませんでしょうか？

今年度は理事交代の年度であり、この会誌部も久々に部長交代となりました。新たな部長となった会誌部も、ようやく第23号をお届けできることになりました。今回はこれまでしばらく続けてきたママさん・育メンPT奮闘記を一度休止し、“理学療法士になって”を新たに掲載しましたがいかがだったでしょうか。これからも会誌部一同、皆様のご意見・ご要望を聞きながら、より良い会誌を届けられるようにがんばっていきます。

最後になりましたが、今号の編集に際しご協力いただきました皆様に心より感謝申し上げます。また会員の皆様の益々のご活躍を祈念し編集後記とさせていただきます。

公益社団法人

奈良県理学療法士協会 会誌部 部長 鴨川 浩二
部員 下出 好夫
堀口 元司
半田 学良
北川 翔太
福岡 弘崇

編集発行 広報局 会誌部
南奈良総合医療センター リハビリテーション部

事務局 〒631-0846 奈良市平松1丁目30-1
地方独立行政法人奈良県病院機構
奈良県総合医療センター リハビリテーション部

発行日 2017年8月吉日

非売品